

# 医療国際展開カントリーレポート

新興国等のヘルスケア市場環境に関する基本情報

## ミャンマー編

2026年3月

経済産業省



# 目次(1/2)

## 一般概況

基本情報	...	4
経済		
人口動態、および人口成長率・年齢別人口構成	...	5
都市化率、上位5都市の人口	...	6
GDP、GDP成長率、一人当たりGDP	...	7
インフレ率・為替レート	...	8
規制		
外国投資法	...	9
会社設立の手続き	...	10
外貨持出規制	...	11

## 医療関連

医療・公衆衛生		
健康水準および医療水準	...	13
医療費支出額	...	14
疾病構造・死亡要因【大分類】	...	15
疾病構造・死亡要因【中分類】	...	16
疾病構造・死亡要因【小分類】	...	19
医療機関 - 医療機関区分と施設数・病床数の推移	...	20
医療機関 - 公的医療機関	...	21
医療機関 - 民間医療機関	...	22
医療従事者	...	24
現地の臨床工学技士や理学療法士などの資格の有無	...	25
制度		
公的保険制度	...	26
民間保険	...	28
保健に関する制度・行政体制	...	30
医薬品規制	...	31
臨床試験に関する規制	...	34
医療情報・個人情報保護、データサーバーの置き場に関する法規制、ガイドライン	...	35
医療現場で使用される言語に関する情報	...	36
ライセンス・教育水準	...	37
医師の社会的地位	...	38
外国人医師のライセンス	...	39

# 目次(2/2)

## 医療関連(つづき)

### 医療サービス

市場規模	…	40
------	---	----

### 医療機器

市場規模・輸出入額	…	41
業界構造 - 主要メーカー	…	42
業界構造 - 日本企業の進出状況(現地法人)	…	43
業界構造 - 流通	…	44

### 医薬品

市場規模・輸出入額	…	45
業界構造 - 主要メーカー	…	46
業界構造 - 日本企業の進出状況(現地法人)	…	47
業界構造 - 流通	…	48

(参考)CMSDによる共同調達	…	49
-----------------	---	----

### 介護

市場規模	…	50
業界構造 - 日本企業の進出状況	…	51

### 歯科

市場規模	…	52
------	---	----

## その他

デジタルヘルス関連	…	54
オンライン診療の主要プラットフォーム	…	55
学会および業界団体	…	56
医薬品・医療機器関連イベント	…	57
外国人患者受入／医療渡航	…	58

## 政策動向

医療関連政策の将来動向	…	60
医療産業振興政策の将来動向	…	67

## 日本との関わり

外交関係	…	69
経済産業省の主な医療国際化関連事業	…	70
外務省の主な医療国際化関連事業	…	75
厚生労働省とミャンマー保健省の協力覚書(MOC)締結状況	…	76
厚生労働省が関係するその他の協力覚書(MOC)締結状況	…	77
厚生労働省の主な医療国際化関連事業	…	78
文部科学省の主な医療国際化関連事業	…	80
JICAの主な医療国際化関連事業	…	81
AMEDの主な関連事業	…	84
JETROの主な医療国際化関連事業	…	85

# 一般概況

---

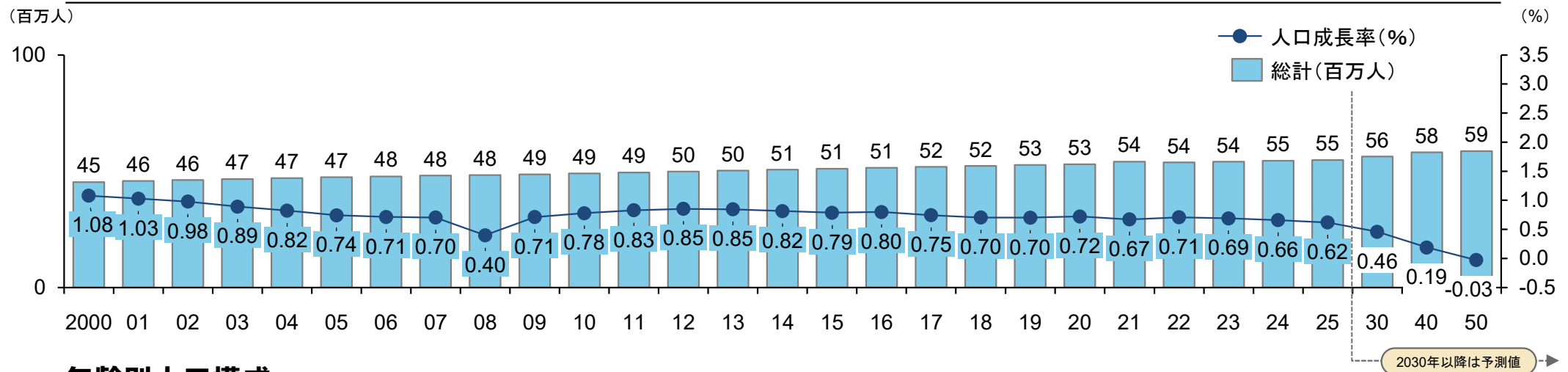
## 基本情報

首都	ネーピードー
言語	ミャンマー語(公用語)、シャン語、カレン語など
通貨・レート	1 ミャンマーチャット(MMK) = 0.076円 (2026年3月10日時点)
会計年度	すべての法人は3月末で終了する会計年度を設定する必要がある。
主な宗教	仏教(90%)、キリスト教、イスラム教、など
政治体制	大統領制、共和制
政治的安定性	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2018年3月、テイン・チョウ氏が辞任を発表し、スー・チー国家顧問の側近、ウイン・ミン氏が新大統領に就任。</li> <li>● 2020年11月の総選挙ではアウン・サン・スー・チー議長率いるNLD(国民民主連盟)が大勝した。</li> <li>● しかし、2021年には2月の国軍のクーデターにより大統領相、外相、国家顧問を務めていたアウン・サン・スー・チー氏らを拘束。国軍が全権を掌握し、民主派の弾圧・排除を進めたが、2022年12月30日には、アウン・サン・スー・チー氏に対するすべての合計19件の第一審が終結し、禁固刑及び懲役刑、計33年となった。</li> <li>● 全土に非常事態宣言が発令されている。(2024年1月31日には、緊急事態宣言をさらに2月1日から6か月延長する旨を発表)。</li> </ul>
治安情勢	<p><b>渡航中止勧告</b> ラカイン州マウンドー県(マウンドー地区、ブディタウン地区)及びラカイン州シットウェ県(シットウェ地区(除く市街地)、パウトー地区、ポンナチュン地区、ラテダウン地区)、ミャウー県(ミャウー地区、チャウトー地区、ミンビャ地区、ミエボン地区)並びにチン州パレワ地区、シャン州コーカン自治地帯、カチン州ライザー周辺</p> <p><b>不要不急の渡航中止</b> 上記以外の地域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 2021年2月1日にミャンマー国軍が緊急事態宣言を発表し、政府の全権を掌握したことを受け、ミャンマー全土で大規模な抗議デモが発生している。国軍が広範な地域で夜間外出禁止令及び集会禁止令を発表して取締りを強化したほか、治安当局がデモ隊を実力で鎮圧する動きが一部で見られ、これにより逮捕者及び多数の負傷者のほか、死者も発生しているため、ミャンマーへの不要不急の渡航は止めるよう外務省から通達が出ている。</li> </ul>

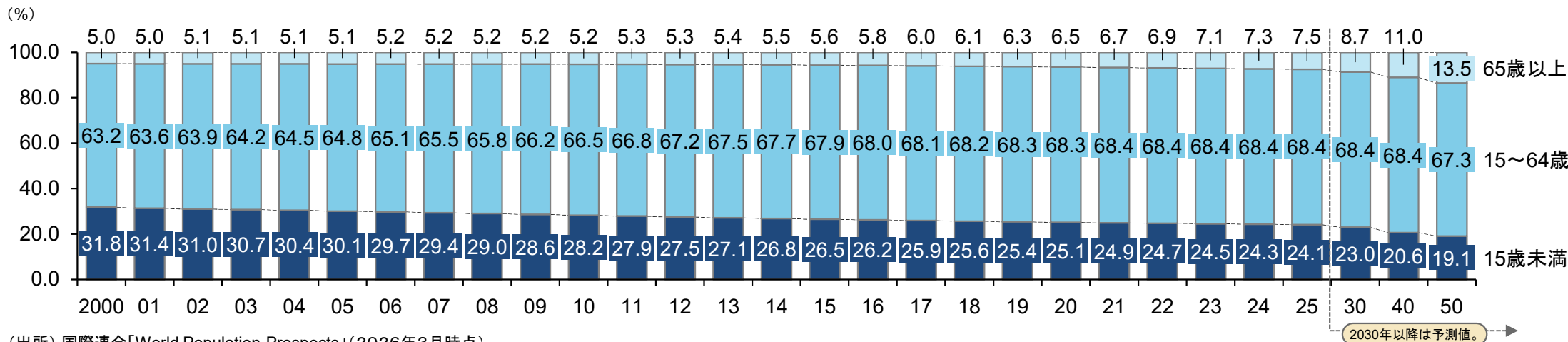
# 人口動態、および人口成長率・年齢別人口構成

- 2025年時点の人口は約5,500万人となっている。
- 人口は緩やかな増加を続け、2050年には約6,000万人まで成長し、成長率は横ばいとなる見込みである。

## 人口動態、および人口成長率



## 年齢別人口構成

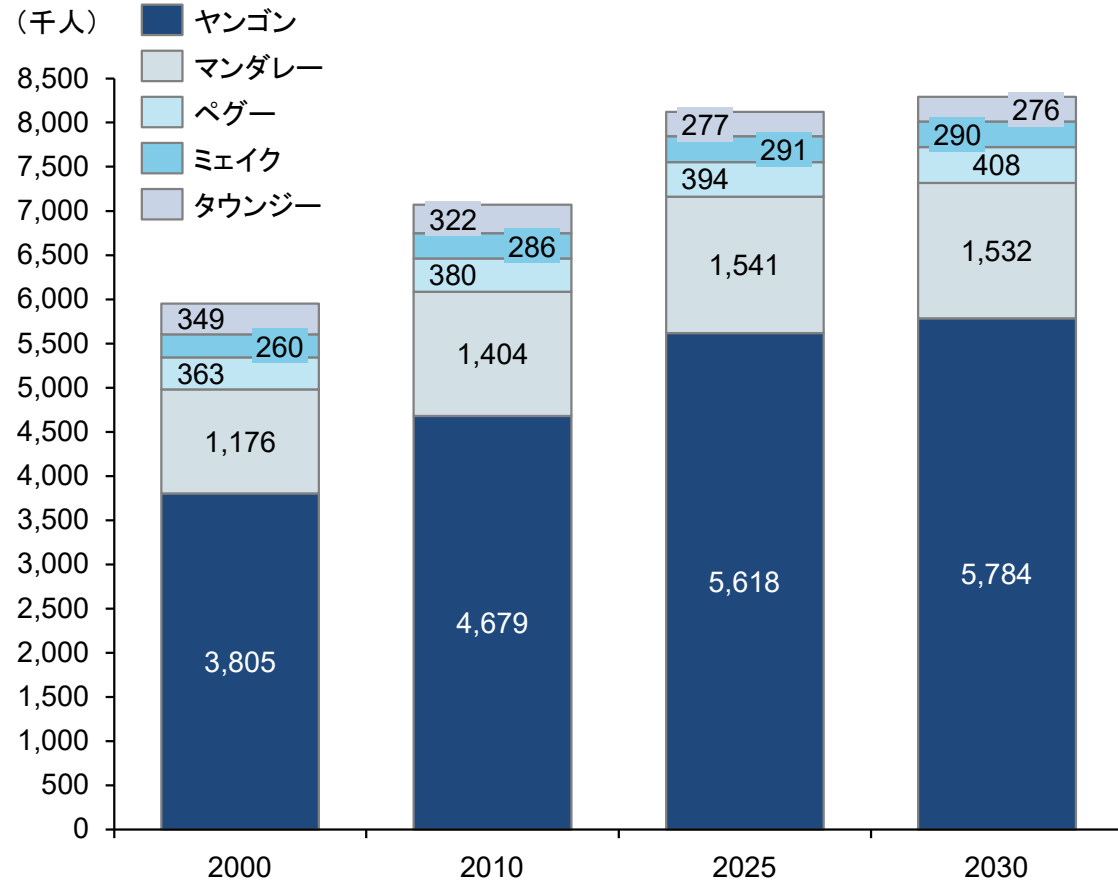
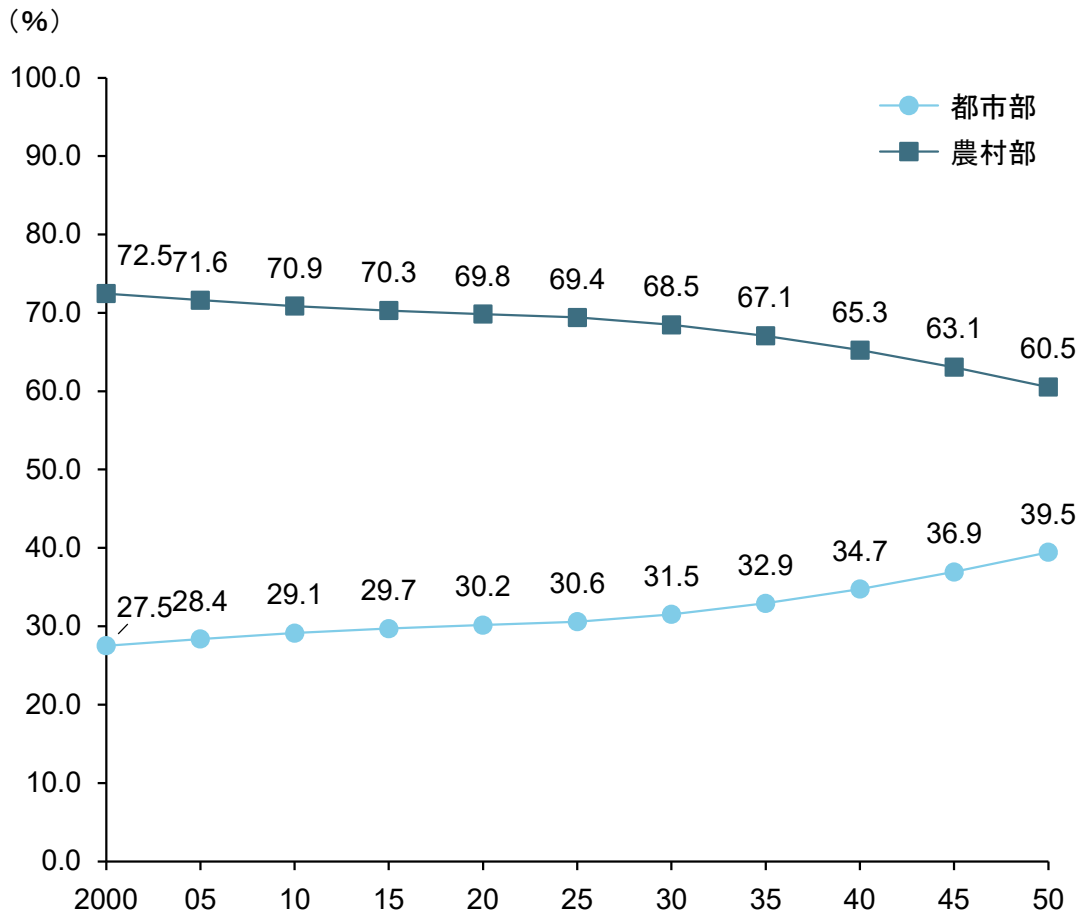


(出所) 国際連合「World Population Prospects」(2026年3月時点)

# 都市化率、上位5都市の人口

- ミャンマーで都市化率が35%を超えるのは2045年と予測される。
- 2000年からの20年間はどの主要都市も人口増加の傾向にある。

## 都市化率※、上位5都市の人口



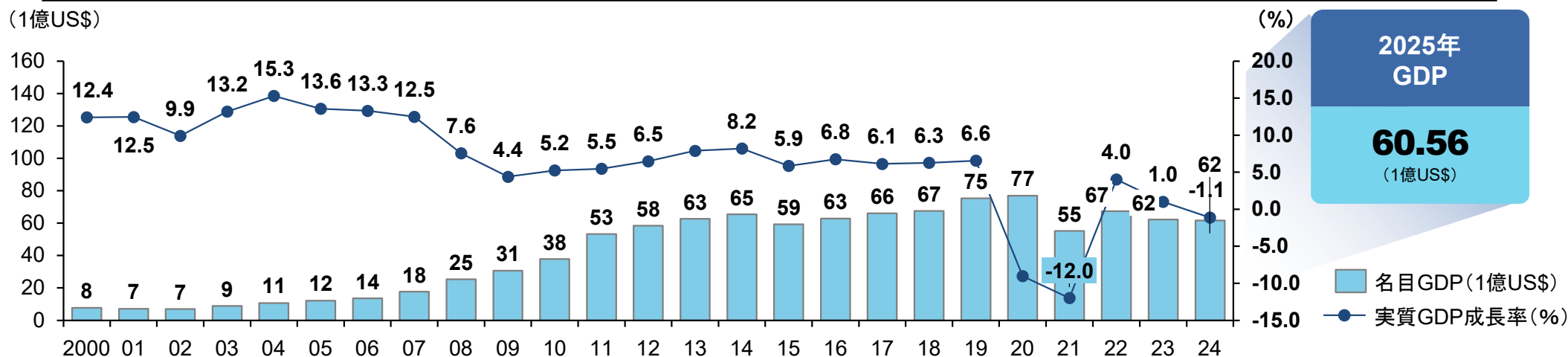
※ 都市化率とは、都市部に住む人口の割合。

(出所) 国際連合「World Urbanization Prospects」(2026年3月時点)

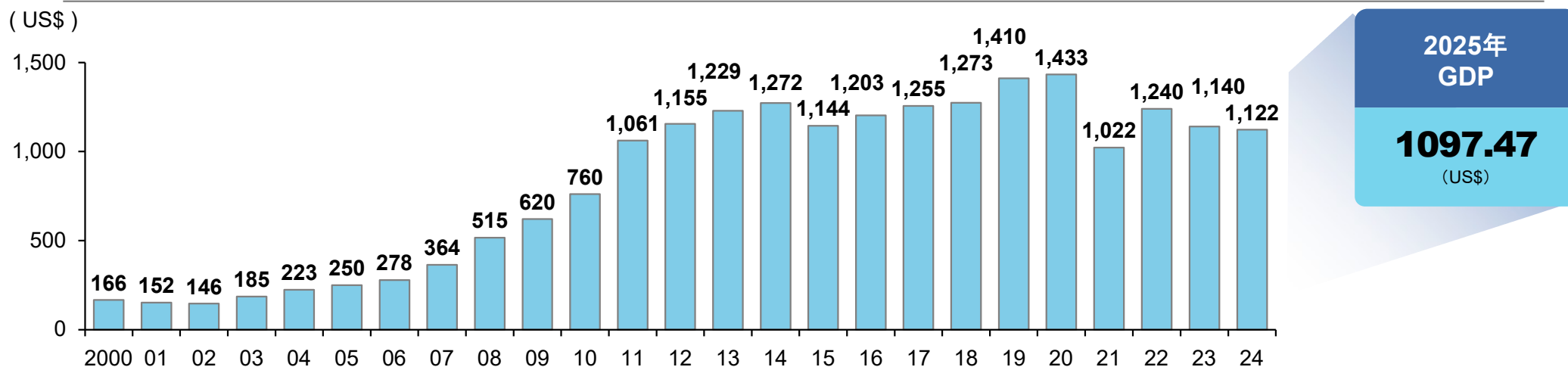
# GDP、GDP成長率、一人当たりGDP

- 2024年の実質GDP成長率は約-1.1%となっている。
- 世界的な価格高騰やミャンマー国内の紛争等に影響を受け、2025年の名目GDPもコロナ前水準には及ばず、約605億US\$に留まる見込みである。

## 名目GDPおよび実質GDP成長率



## 一人当たり名目GDP



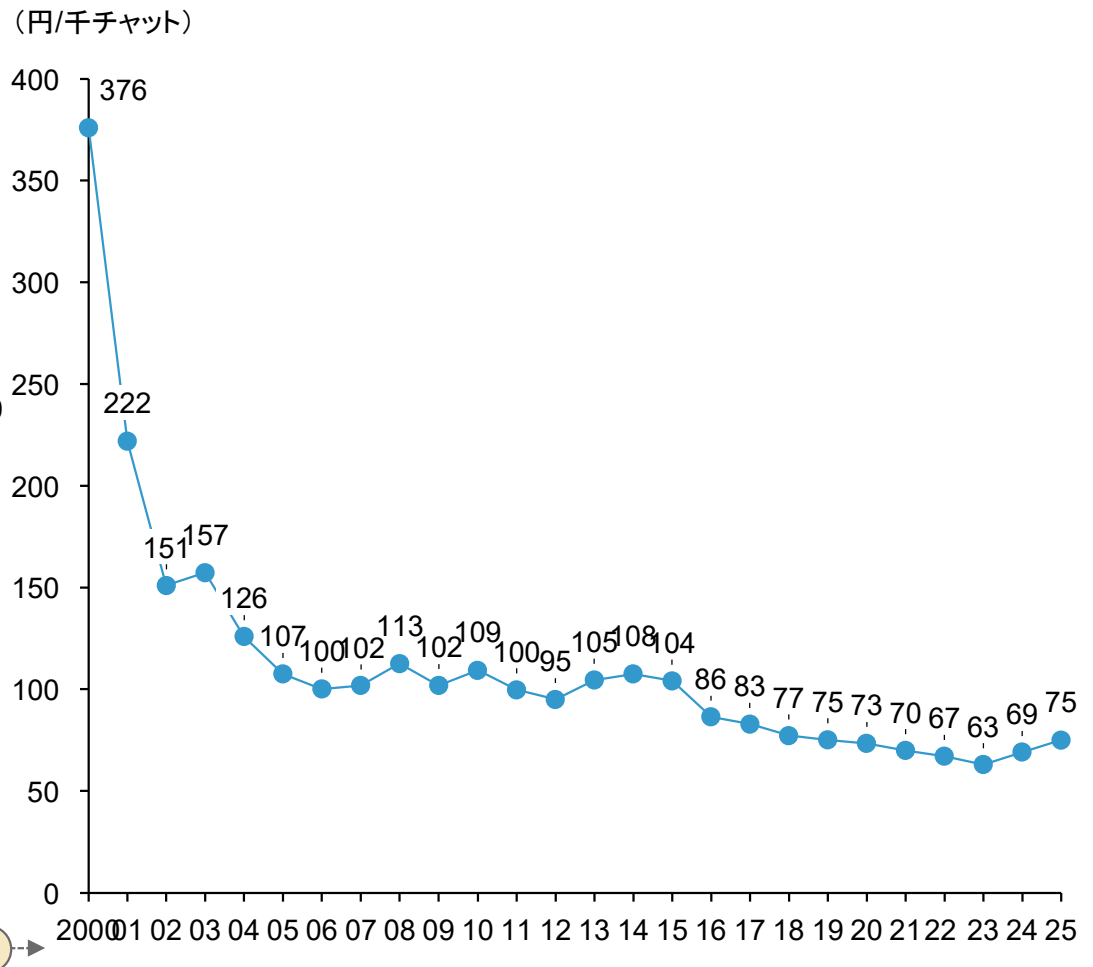
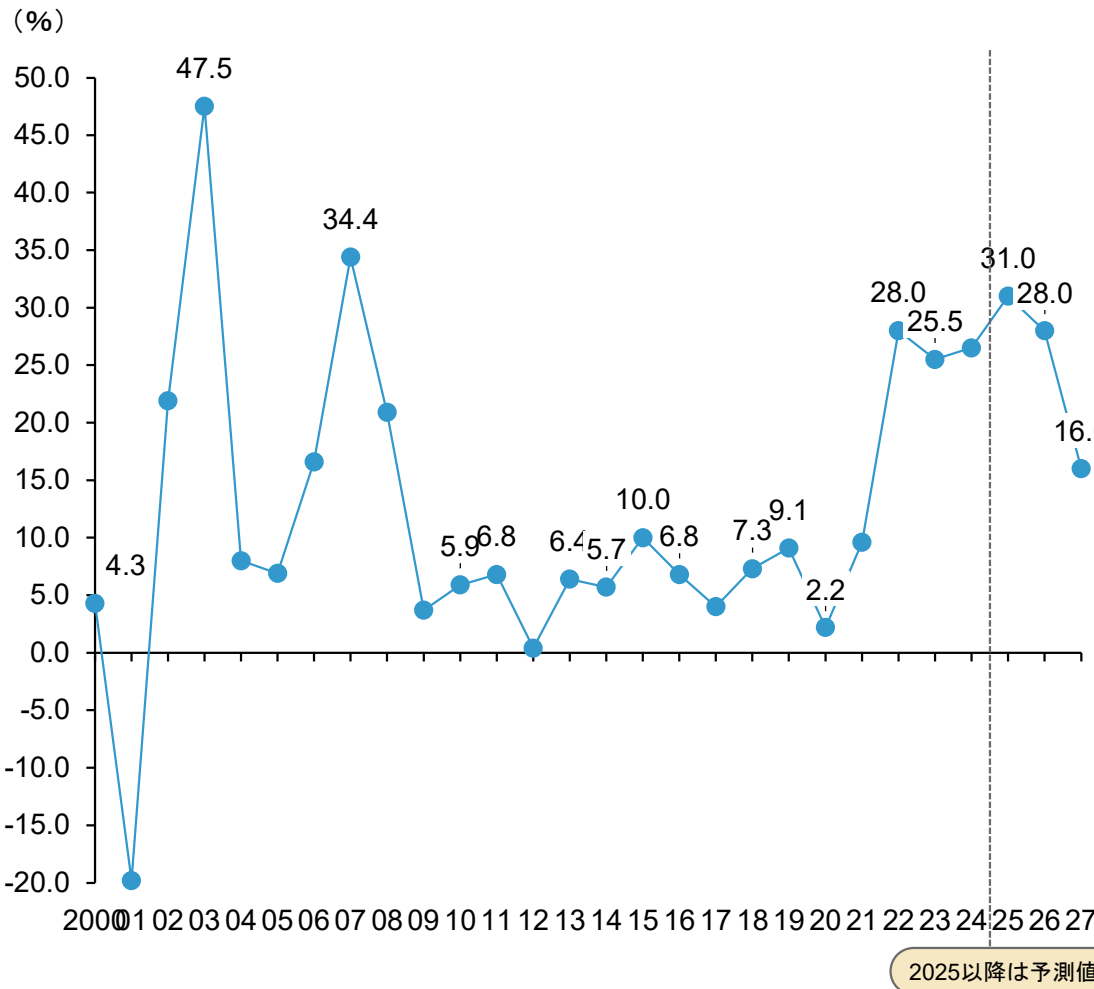
# ミャンマー／一般概況／経済

## インフレ率・為替レート

■ 2024年のインフレ率は25.5%で、2027年には16.0%程度に低下する見込みである。

### インフレ率

### 為替レート



2025以降は予測値

(出所) 国際通貨基金 (IMF)「World Economic Outlook Database」、Central Bank of Myanmar (2026年3月時点)

## 外国投資法

- 2016年10月18日、新投資法(外国投資法と内国民投資法を一本化したもの)が大統領の署名で成立し、2017年1月以降、ミャンマーへの投資は外国企業、ミャンマー企業を問わず同法が適用されている。
- 2018年5月からは外資100%の外国企業およびミャンマー企業との外資合併企業に一定分野(肥料、種子、殺虫剤、医療機器、建設資材、農業用機材等)において貿易業の参入が認められ、外資規制が緩和されている。

### 外資による医療機関の設立

2012年 新外国投資法が成立

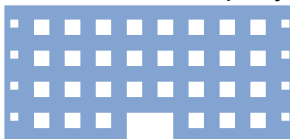
▶ 外資による医療機関の設立が、原則的に可能となった。

条件 1 現地企業あるいは政府との合併

条件 2 保健省の提示する条件を満たした場合  
外資100%も認められる

#### 投資の際の窓口

投資企業管理局  
(Directorate of Investment and Company Administration: DICA)



※ 2013年8月時点では、外国企業から医療分野での投資認可申請はない。

### クリニックの設立

▶ 外国投資法によらず、ミャンマー会社法のサービス業の枠内で外資100%での設立が可能である。

条件 保健省からの推薦が必要

#### クリニックの定義

- あいまいであり、保健省の判断となるため、個別に問い合わせる必要がある。

#### 設立できた例

- ミャンマー・インターナショナルSOS(シンガポール系)
- レントゲン検査、超音波診断装置による検査、健康診断、予防接種についてのサービスを提供し、クリニックとみなされ、設立できた。

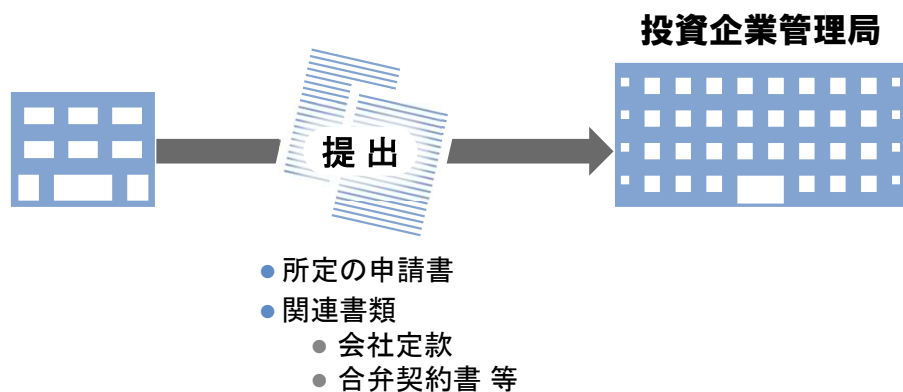
#### 外国投資法の優遇税制

- ミャンマー会社法でクリニックを設立する場合は、外国投資法の優遇税制は享受できない。

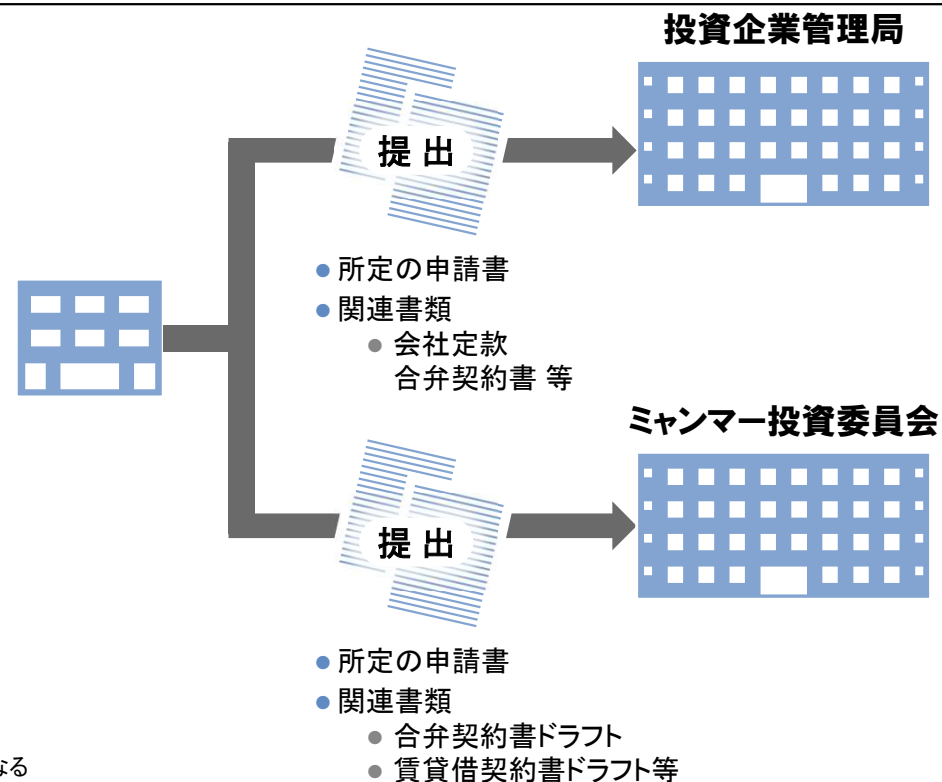
## 会社設立の手続き

- 会社設立時は、いかなる形態であっても、投資企業管理局 (Directorate of Investment and Company Administration: DICA) に対して所定の書類を提出する。
- 2017年1月以降、新投資法に基づき会社を設立する場合、ミャンマー投資委員会 (Myanmar Investment Commission: MIC) に対しても、所定の書類を提出する必要がある<sup>1</sup>。
- これまでミャンマーでは1株でも外国資本が入った企業は外国企業と見なされ様々な規制の対象とされてきたが、2017年12月6日に成立した新会社法では、外国企業の定義が「外資の出資比率が35%以上の企業」となり、外国資本が35%以下の場合は外国人が株主に含まれていても内国企業として扱われるようになった。

### 会社法に基づき会社を設立する場合



### 新投資法に基づき会社を設立する場合

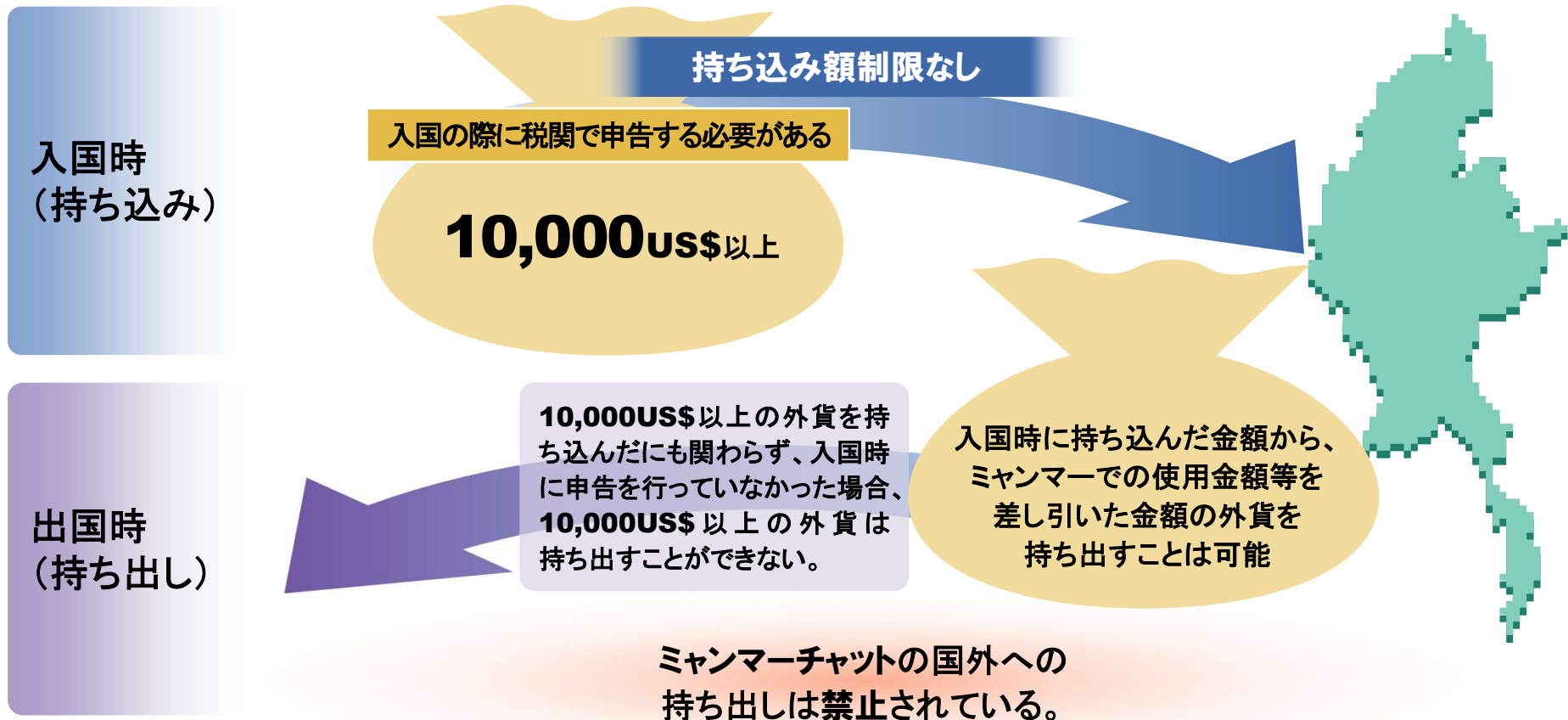


1. ただし、投資額が500万ドルまたは60億チャット以下の投資については、州・管区委員会に対して申請することとなる  
(出所) JETRO ホームページ

## 外貨持出規制

- 入国時の持ち込み額に制限はないが、10,000US\$以上の外貨を持ち込む場合には申告し、外国為替申告フォーム (Foreign Exchange Declaration Form) に国内での両替記録を記載することとなっている。
- 出国時のミャンマーチャットの持ち出しは禁止されている。
- 2022年4月には獲得した外貨を外国為替取引の公認ディーラーである銀行に送金し、1営業日以内に現地通貨チャットへ両替する義務が通達されている。ミャンマー国内にあるほとんどの日系企業の法人、支店、個人が対象となっている。

### 出入国時に注意が必要なケース



## 医療関連

---

ミャンマー／医療関連／医療・公衆衛生

## 健康水準および医療水準

- 平均寿命は67.8歳、健康寿命は59.8歳である。

### 健康水準・医療水準を示す主な指標

	男性	女性
平均寿命 (2021年)	64.7歳	71.1歳
	67.8歳	
健康寿命 (2021年)	57.9歳	61.7歳
	59.8歳	
5歳以下の乳幼児死亡率 1,000人あたり (2022年)	40人	
妊産婦死亡率 10万人あたり (2023年)	—	185人
18歳以上の人口に占める 高血圧 <sup>注1)</sup> 患者の割合 (2019年)	35.2%	40%
18歳以上の人口に占める 肥満 <sup>注2)</sup> の人の割合 (2022年)	5.5%	9.3%
15歳以上の人口に占める 喫煙者の割合 (2025年)	69.3%	15.8%

注1) 収縮期血圧 (SBP) 140以上もしくは拡張期血圧 (DBP) 90以上を高血圧とする

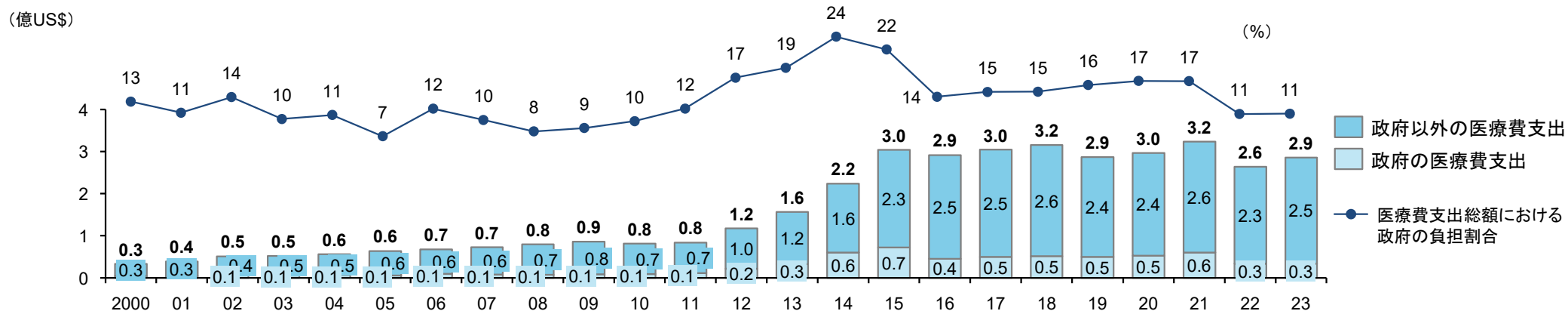
注2) BMIは「体重(kg) ÷ (身長(m) × 身長(m))」で算出される。

(出所) 世界保健機関(WHO)「Global Health Observatory (GHO) data」

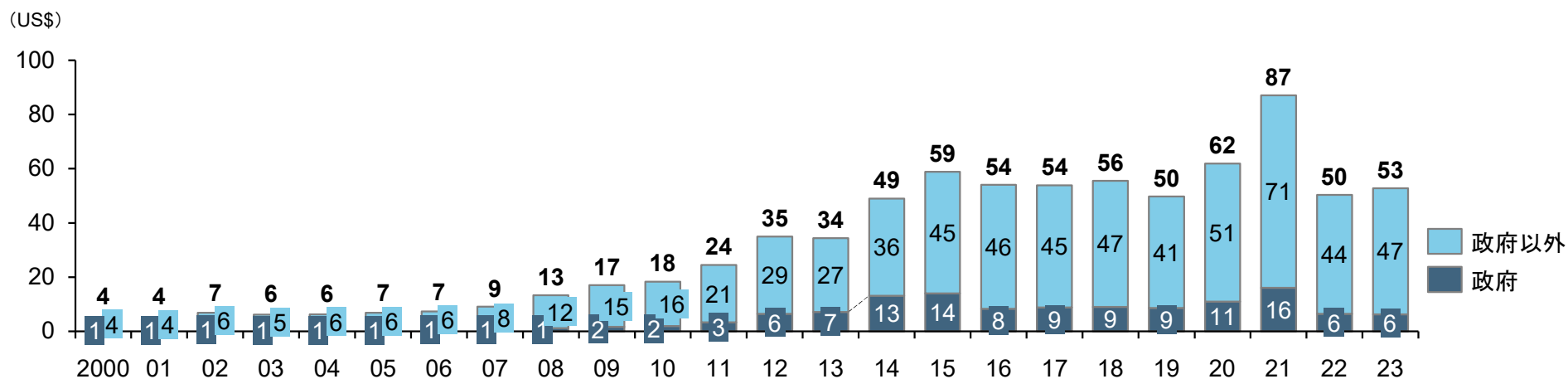
# 医療費支出額

■ 2012年以降、医療費支出総額は大きく増加している。2023年の政府の負担割合は11%と、他国と比較して低い。

## 医療費支出総額と政府の医療費支出、政府の負担割合



## 一人当たり医療費の推移

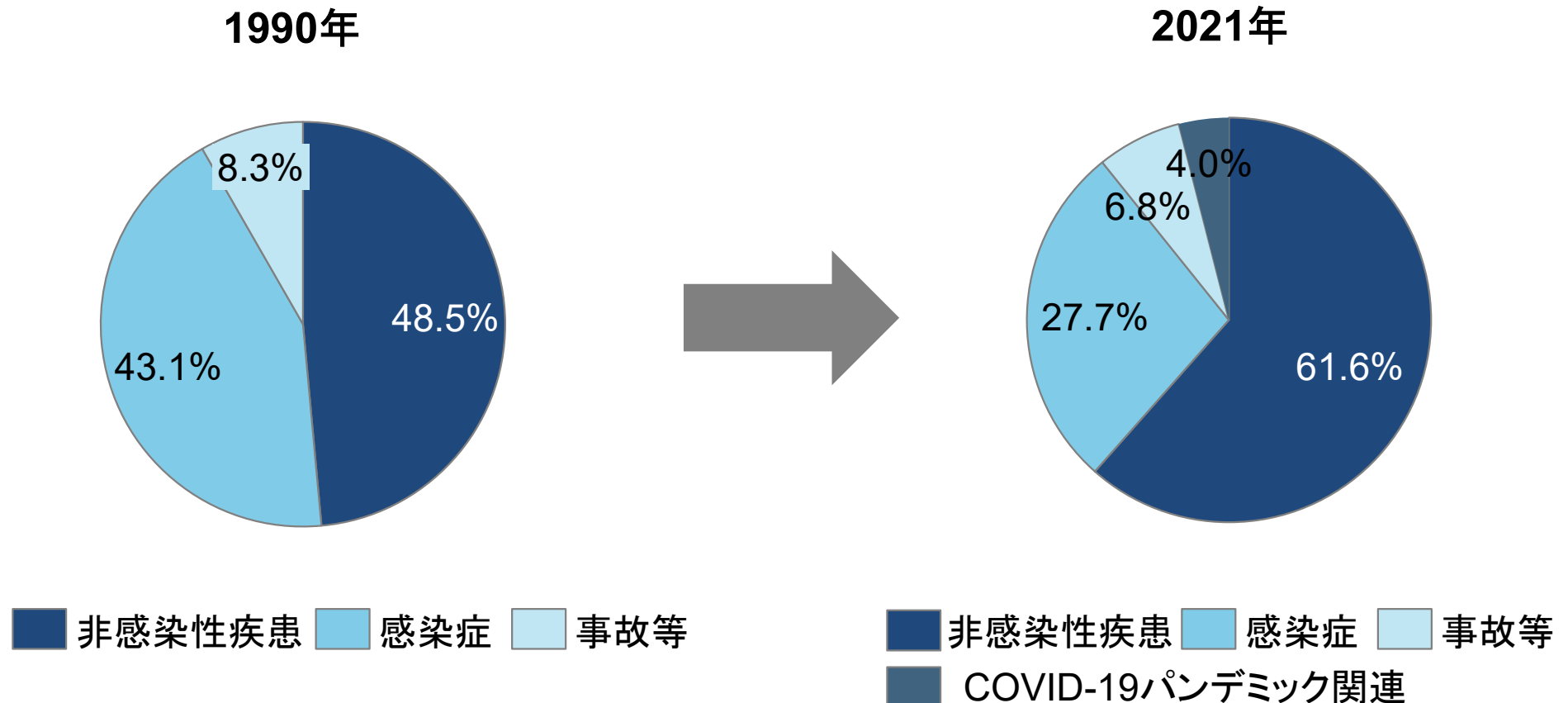


※1: 2023年10月時点のWHOのデータから計算  
 ※2: 全てUS\$の2021年価値で計算  
 ※3: Current Health Expenditureを医療費支出総額として計算  
 ※4: Domestic General Government Health Expenditureを政府の医療費支出として計算

## 疾病構造・死亡要因【大分類】

- ミャンマーにおける死亡要因は、「非感染性疾患」の割合が最も高く、2021年に約61.6%となっている。
- 先進国の疾病構造（非感染性疾患の割合が大きい）に近づいているが、先進国と比較すると依然として「感染症」の割合が大きい。

### 死亡要因の割合（1990年⇒2021年）



## 疾病構造・死亡要因【中分類】

■ 非感染性疾患の中では、脳卒中が2021年の死亡原因の第1位であり、次いで虚血性心疾患が上位を占めています。

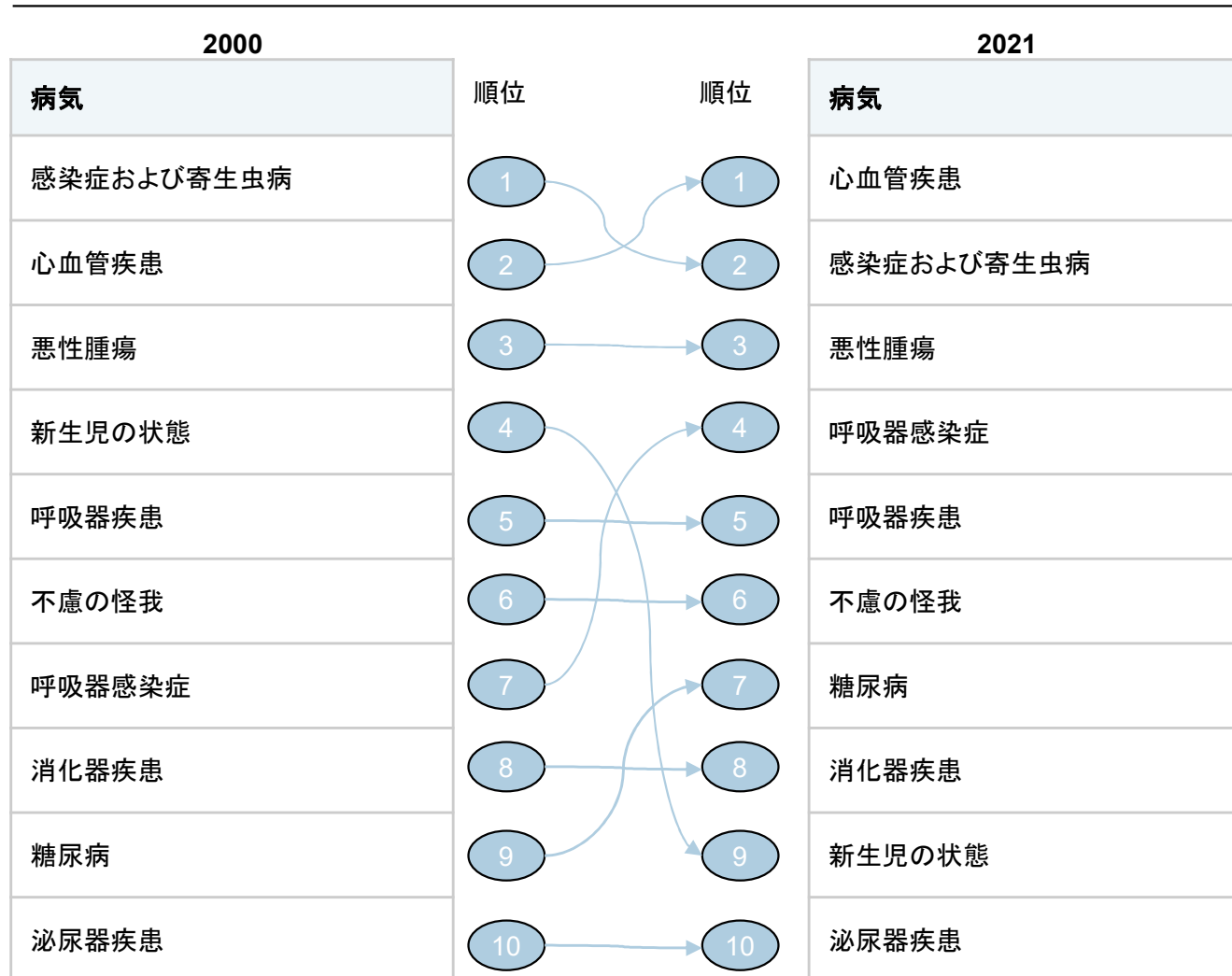
### 2021年の死因トップ10

合計		男性		女性	
死因	死亡者数(人口10万人あたり)	Cause of Death	死亡者数(人口10万人あたり)	Cause of Death	死亡者数(人口10万人あたり)
① 脳卒中	112.4	① 脳卒中	123.14	① 脳卒中	101.72
② 虚血性心疾患	81.13	② 結核	95.81	② 虚血性心疾患	90.76
③ 結核	69.08	③ COVID-19	79.80	③ COVID-19	53.94
④ COVID-19	66.83	④ 虚血性心疾患	71.44	④ 慢性閉塞性肺疾患	50.09
⑤ 慢性閉塞性肺疾患	55.89	⑤ 慢性閉塞性肺疾患	61.72	⑤ 糖尿病	43.35
⑥ 糖尿病	37.79	⑥ 肝硬変	35.20	⑥ 結核	42.53
⑦ 下気道感染症	25.22	⑦ 糖尿病	32.20	⑦ 下気道感染症	21.26
⑧ 肝硬変	20.44	⑧ 下気道感染症	29.20	⑧ 喘息	17.80
⑨ 交通事故による怪我	19.36	⑨ 交通事故による怪我	28.56	⑨ 高血圧性心臓病	17.67
⑩ 高血圧性心臓病	17.21	⑩ 早産合併症	18.25	⑩ 腎臓病	17.42

## 疾病構造・死亡要因【中分類】

- 2000年から2021年にかけて、心血管疾患が死亡原因の第1位となり、感染症および寄生虫病は第2位に、悪性腫瘍は第3位を維持しました。

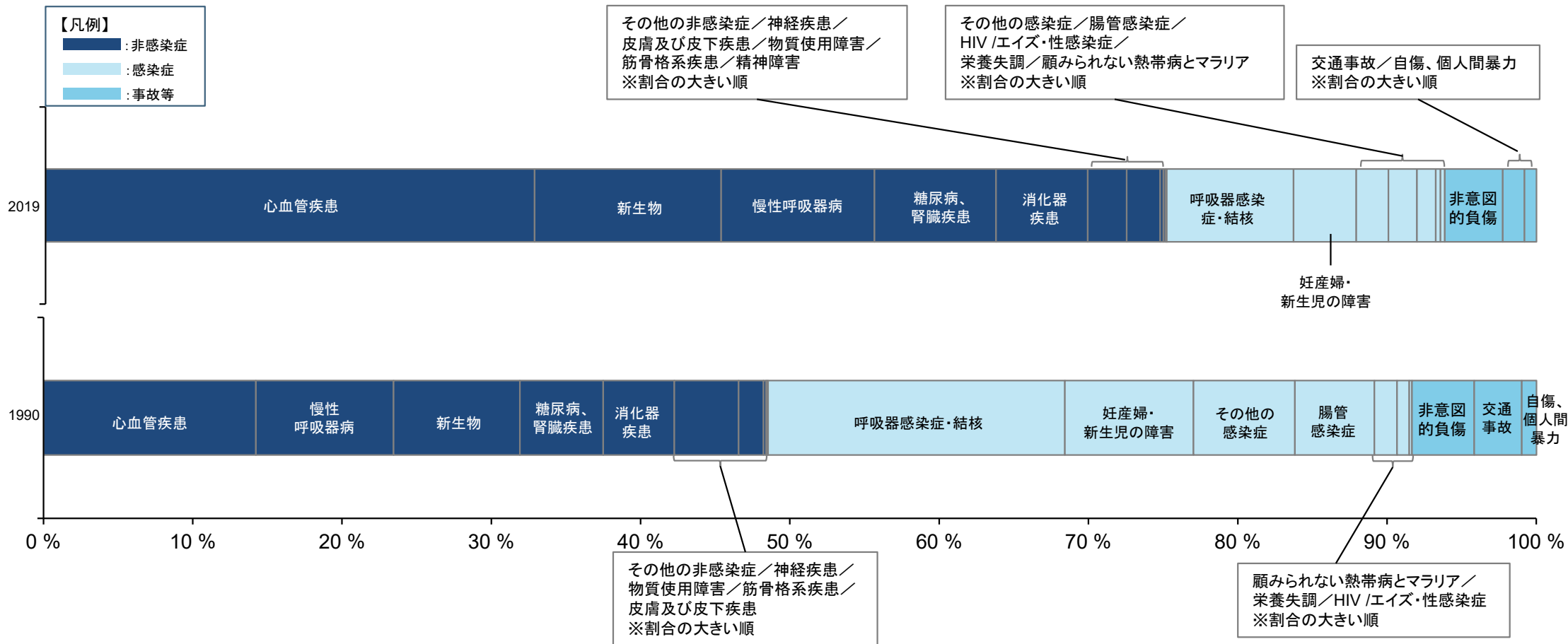
### 死因トップの推移(2000年と2021年)



# 疾病構造・死亡要因【中分類】

- 1990年から2019年にかけて、死亡要因として「呼吸器感染症・結核」等の感染症の割合が減少し、「心血管疾患」や「新生物」等の非感染性疾患の割合が大幅に増加している。

## 死亡要因で見る疾病構造の変化(1990年⇒2019年)



(出所) Institute of Health Metrics and Evaluation 「Global Burden of Disease Study (2019)」 (2026年3月時点)

## 疾病構造・死亡要因【小分類】

- 非感染性疾患の主要疾患の内訳では、心血管疾患である「脳血管疾患」が最も多く約20%を占め、次に「虚血性心疾患」が約10%を占めている。

### 非感染性疾患の主要疾患の内訳（2019年）

#### 新生物

順位	疾病名	割合
1	気管・気管支・肺癌	2.52%
2	非ホジキンリンパ腫	1.34%
3	結直腸・直腸癌	1.33%
4	乳癌	1.10%
5	胃癌	0.74%
6	白血病	0.63%
7	前立腺癌	0.52%
8	子宮頸癌	0.51%
9	肝癌	0.46%
10	膵癌	0.41%
11	その他の悪性新生物	0.37%
12	卵巣癌	0.33%
13	脳・中枢神経系腫瘍	0.28%
14	食道癌	0.25%
15	期口唇癌および口腔癌	0.23%
16	膀胱癌	0.17%
17	子宮癌	0.17%
18	鼻咽頭癌	0.16%
19	腎臓癌	0.13%
20	喉頭癌	0.11%
21	胆嚢・胆管癌	0.11%
22	甲状腺癌	0.11%
23	多発性骨髄腫	0.08%
24	非黒色腫皮膚癌	0.07%
25	その他の咽頭癌	0.05%
26	ホジキンリンパ腫	0.03%
27	黒色腫皮膚癌	0.03%
28	その他の新生物	0.03%
29	中皮腫	0.02%
30	精巣腫瘍	0.01%

#### 心血管疾患

順位	疾病名	割合
1	脳血管疾患	19.58%
2	虚血性心疾患	9.64%
3	高血圧性心疾患	2.14%
4	心筋症・心筋炎	0.37%
5	心房細動・心房粗動	0.26%
6	リウマチ性心疾患	0.26%
7	その他の心血管疾患	0.24%
8	大動脈瘤	0.13%
9	心内膜炎	0.12%
10	非リウマチ性弁膜症	0.04%
11	抹消血管疾患	0.02%

#### 糖尿病、腎臓疾患

順位	疾病名	割合
1	糖尿病	5.37%
2	慢性腎臓病	2.74%
3	急性糸球体腎炎	0.03%

※割合は、全体の死亡要因を分母にしたもので、各特定疾患内における割合ではない。

# 医療機関 - 医療機関区分と施設数・病床数の推移

## 都市部の医療機関

- 大都市**
  - 総合病院
  - 特定機能病院

等が整備されている
- それ以外の都市**
  - 20床前後の病床を持つ病院
  - 母子センター

等が整備されている

## 地域保健センター

- 地域保健センター**

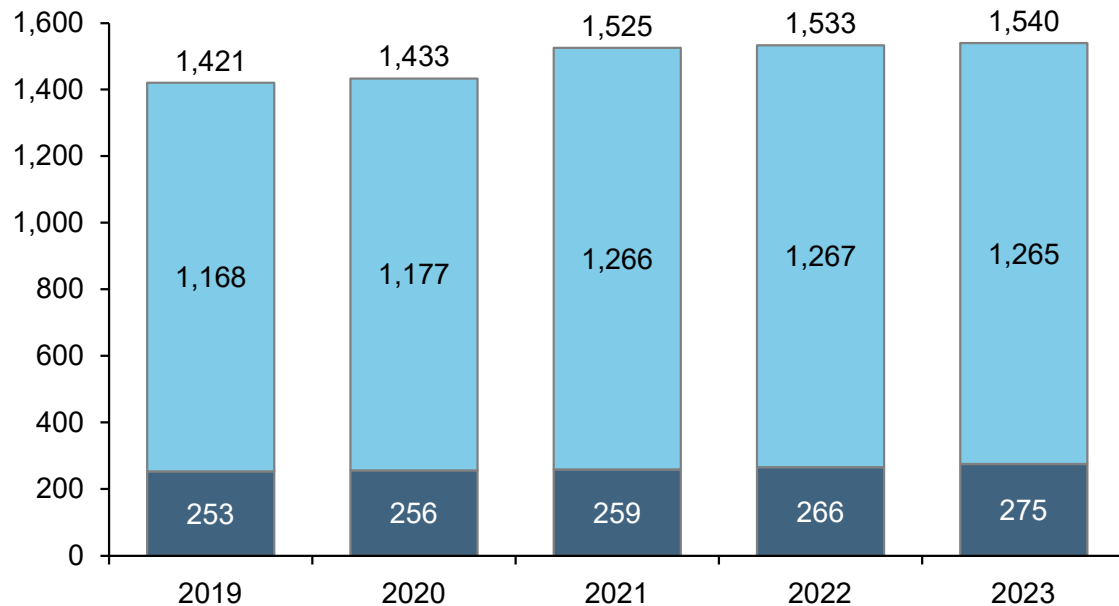
地域保健センターでは、医師の配置はないものの、ヘルス・アシスタントや公衆衛生の指導監督を行う公衆衛生アドバイザー等の基礎保健スタッフが配置され、一次保健医療サービスの提供を行っている。
- サブセンター**

サブセンターは地域保健センターの下に位置し、最も住民に近い保健医療施設である。1名の助産師と1名の公衆衛生アドバイザーが配置されるとしているが、実際には、多くのサブセンターには1名の助産師しか配置されていない状況である

## 医療機関別施設数

(施設)

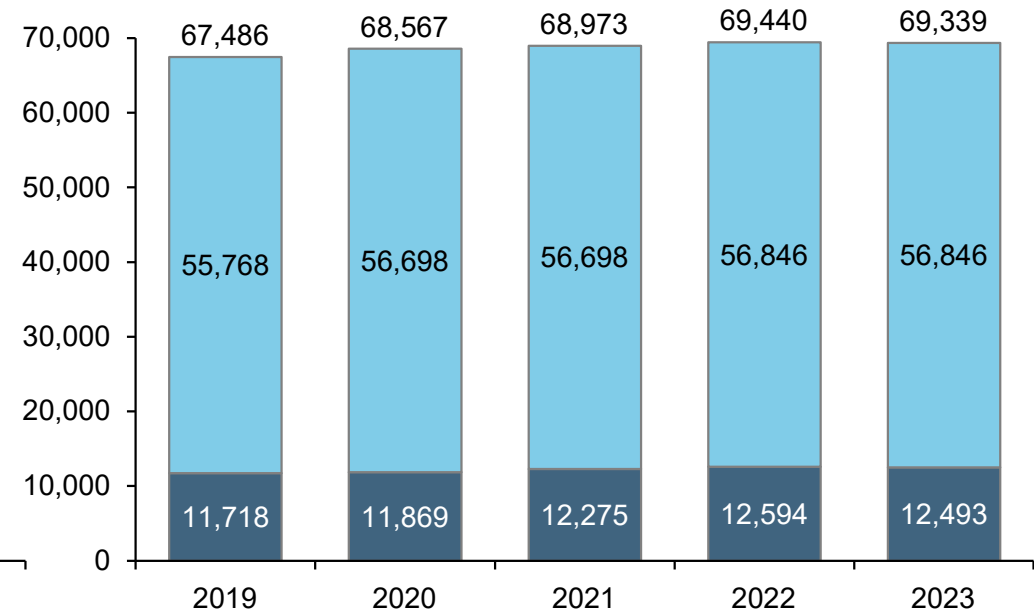
■ 公的医療機関 ■ 民間医療機関



## 病床数

(床)

■ 公的医療機関 ■ 民間医療機関



(出所) MOH「Health in Myanmar 2014」、明治大学国際総合研究所「新興国マクロヘルスデータ、規制・制度に関する調査2014」(2026年3月時点)

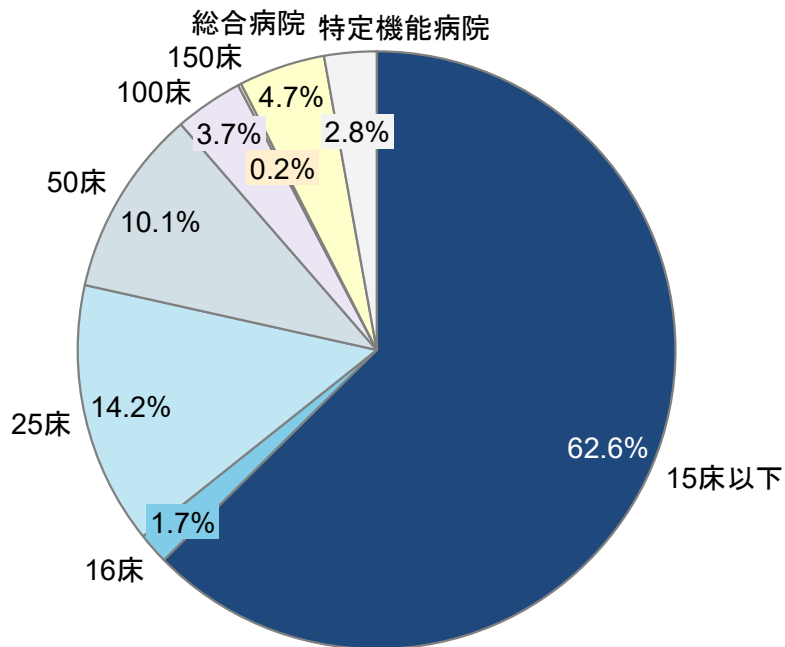
THE GOVERNMENT OF THE REPUBLIC OF THE UNION OF MYANMAR MINISTRY OF PLANNING AND FINANCE「Central Statistical Organization Myanmar 2024」(2026年3月時点)

## 医療機関 - 公的医療機関

- 主要な公的医療機関としては、ヤンゴン総合病院や新ヤンゴン総合病院が挙げられる。

### 病床数別の保健省管轄医療機関(合計1,134)

**15床以下の  
小規模なStation Hospitalが約62割**



### 主要な公的医療機関の概要

<b>ヤンゴン総合病院</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1889年設立のミャンマー最大医療機関</li> <li>● 診療科数24、病床数2,000床、スタッフ数約2,000</li> </ul>
<b>新ヤンゴン総合病院</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1984年に日本のODAで設立された</li> <li>● 病床数は200床。2014年時点のスタッフ数は、医師35名、看護師16名</li> </ul>
<b>セントラル・ウイメンズ・ホスピタル</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1897年にヤンゴンに設立された女性専門病院。周産期医療も取り扱う</li> <li>● 病床数は800床、医師数は60名前後</li> </ul>
<b>北オツカラバ病院</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1970年設立。ヤンゴン第2医科大学の系列病院。</li> <li>● 病床数は800床。</li> </ul>
<b>ネピドー総合病院</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2006年設立</li> <li>● 病床数は1,000床</li> </ul>

## 医療機関 - 民間医療機関(1/2)

- 民間医療機関の特徴は以下の通り。

### 医療サービスの価格

- 医療機関ごとに自由に設定できる。
- 緊急時加算などのメニューを用意している医療機関もある。
- 価格を決める際には、担当医師の職位が重要となってくる。
- 有料サービスが主流であるが、週1日程度は貧困層に対して無料の医療サービスを提供するなどの取組みを行っている医療機関もある。

### 民間医療機関の医師

- 医師は、政府医療機関の医師がアルバイトとして勤務していたり、退職後の医師が非常勤として働いている場合が多い。

## 医療機関 - 民間医療機関(2/2)

- ミャンマーの主要な民間医療機関を以下の通り。

### 主要な民間医療機関の概要(所在地は全てヤンゴン)

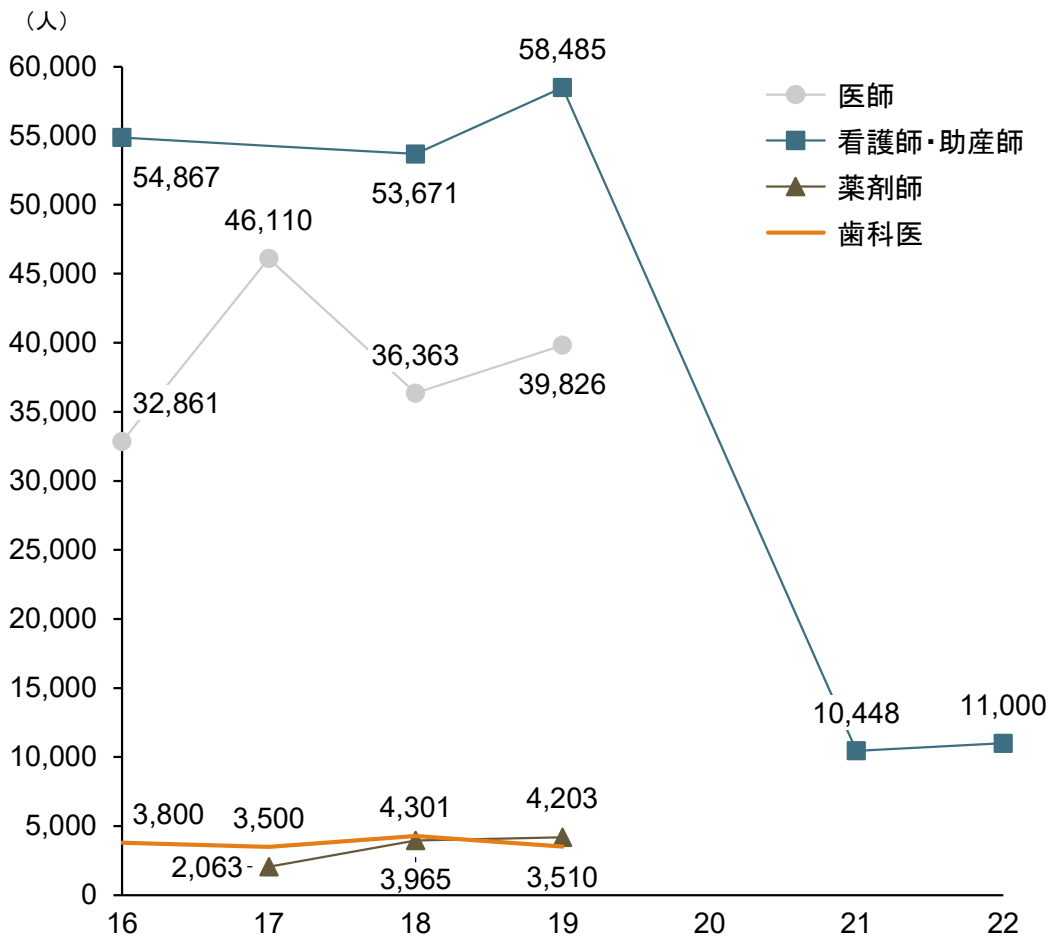
病院名	概要	診療科数	病床数	スタッフ数	患者数	データ更新年
アジア・ロイヤル病院	2000年設立。24時間サービスの救急外来も整備されている。循環器内科には定評がある。また、検査時や薬局で割引を受けられる会員制サービスも実施している。	28	330	1,200	46,670	2023
ビクトリア病院	2011年設立。24時間対応の救急外来のほか、法人向けの健診パッケージが提供されている。さらに、母親教室や妊婦向けのヨガクラス、育児セミナーも開かれており、母子保健サービスも充実している。	25	100 (150まで 増加する予定)	480	108,345 (2017)	2023
パンライン・シロアム病院	2005年設立。ミャンマーの病院で初めてISO9001を獲得した。株式の60%をFMI(公的投資機関)が保有し、FMIは経営にも関与している。株式の残りの40%は、インドネシアのLippo(シロアム病院を保有する投資会社)が保有する。2021年までに病床数を約1,000床にまで増やす計画がある。	-	245	-	-	-
パラミ病院	設立当初は小児と女性のための医療に特化した医療機関だったが、2011年に事業を拡大し、男性も対象とした医療を開始、総合病院となった。大手財閥・KMAグループの会長が株式の51.4%を保有する。	-	75	500-1000	-	2020
SOSクリニック	1995年設立。インターナショナルSOSによる運営。外来診療のみ。救急サービスも提供されている。	-	2000	2000	-	2018

(出所) 各病院ホームページなど

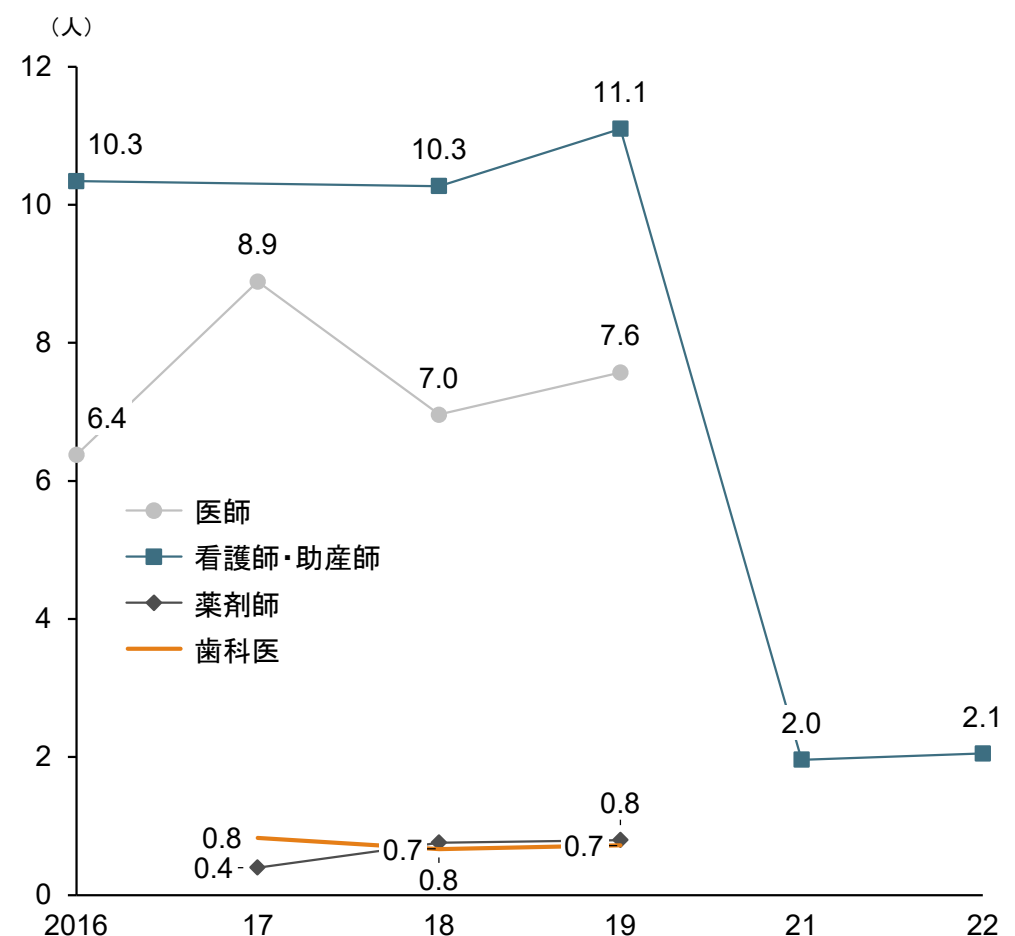
## 医療従事者

- 医師数は、概して2016年から2019年にかけて上昇傾向を示しています。対照的に、助産師および歯科医師の数は、ほぼ横ばいで推移しています。
- 政治的対立および市民不服従運動(CDM)の影響により、看護水準は著しく低下し、公的医療制度から非公式なケアや国境を越えたケアへの移行を余儀なくされた。

### 医療従事者数



### 1万人あたり医療従事者数



(出所) 世界保健機関 (WHO)「Global Health Observatory (GHO) data」(2026年3月時点)

## 現地の臨床工学技士や理学療法士などの資格の有無

- ミャンマーでは、メディカルテクノロジー、理学療法、薬学、病理学などの課程が学部レベル・修士レベルで置かれているが、専門資格の登録状況の詳細は不明である。
- WHOおよび世界理学療法連盟が把握している人数は以下の通り。

### 医療専門職の数

理学療法士 <sup>1</sup>	2021年	812名
臨床検査技師 – Scientists (学士レベル)	2019年	1,596名
臨床検査技師 – Technicians (専門プログラム修了)	2019年	4,501名
臨床工学士	2017年	1名
薬剤師	2019年	4,203名

1. ただし、資格名を直訳すると「メディカルフィットネステクノロジー」および「医療スタッフ」となっている

(出所) 世界理学療法連盟、WHO

## ミャンマー／医療関連／制度

# 公的保険制度(1/2)

- 社会保障法(Social Security Law)に基づく加入労働者に対する制度や、国防省が所管する軍人及びその家族を対象とした制度は存在するが、国民全体に対する公的医療保険制度を含む社会保障制度は存在しておらず、国民全体の約97.2%は社会保障法に基づく社会保障制度に加入していない。(2019年10月時点)
- 2012年に改正された社会保障法では、5人以上の労働者を抱える雇用主は、健康保険や失業保険、労災保険などの給付を労働者に提供することが義務付けられ、社会保障局(SSB)が管轄している。

### ①社会保障法に基づく各種給付制度の概要

概 要	国民全体に対する公的医療保険制度は存在しておらず、社会保障法(Social Security Law, 2012)に基づく一部の加入労働者を対象とした医療保険制度があるほか、公的医療機関における診療の際の診察費用や基礎医薬品等医療費の一部が税金により賄われている。	
根 拠 法	社会保障法(Social Security Law, 2012)	
運 営 主 体	労働・入国管理・人口省 社会保障局(Social Security Board: SSB)	
被 保 険 者 資 格	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 強制加入 5人以上の労働者を使用する事業主(公務員、国際機関、農林 水産関係の季節労働者、NGO職員、家事労働者を除く)に使用される労働者(有給、無給を問わず実習生も含む)は、雇用期間の定めの有無に関わらず対象となるが、労働者であっても事業主の扶養家族は適用されない。</li> <li>● 任意加入 法律上、5人未満の労働者を使用する事業主、学生、自営業者、農家については任意加入が可能とされているが、現在は運用されていない。</li> </ul>	
給 付 対 象	加入者(給付の種類によっては遺族等)	
給 付 の 種 類	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 傷病補償: 無料診療に加え、病気給付金、就業不能時の給付金。</li> <li>② 妊娠・出産補償: 無料診療に加え、産前産後休暇の賃金保障、出産費用給付。</li> <li>③ 退職後疾病補償: 無料診療。</li> </ul> <p>※ 無料診療が受けられるのは、保健省管轄の公的病院、社会保障クリニック、労働者病院のみ。民間病院も無料診療の適用範囲にすべく検討中。</p>	
本人負担割合等	無し	
財 源	保険料	労・使ともに算定基礎賃金額の2%。
	政府負担	—
実 績	加入者数/率	約143万人(2019年10月時点)
	支払総額	約6,250百万チャット(2016年)

## ミャンマー／医療関連／制度

# 公的保険制度(2/2)

### ②医療費の公費負担の概要

概 要	国民全体に対する公的医療保険制度は存在しておらず、社会保障法(Social Security Law, 2012)に基づく一部の加入労働者を対象とした医療保険制度があるほか、公的医療機関における診療の際の診察費用や基礎医薬品等医療費の一部が税金により賄われている。	
根 拠 法	—	
運 営 主 体	保健・スポーツ省(Ministry of Health and Sports)	
被 保 険 者 資 格	全国民	
給 付 対 象	国民本人	
給 付 の 種 類	保健省管轄の公的病院における診療費の一部が無料(主に入院患者の検査や画像診断に係るサービス及び医薬品は無料)。 ※ 民間病院においては全額自己負担。	
本人負担割合等	無し	
財 源	保険料	—
	政府負担	全額
実 績	加入者数/率	全国民
	支払総額	(参考) 政府の保健医療関係支出の額: 6,500億チャット(2014年度)

## 民間保険(1/2)

- ミャンマーは、1952年設立のミャンマー保険公社(Myanmar Insurance)が60年以上にわたって保険市場を独占していたが、2012年9月、政府が独占を廃止して民間事業者に市場を開放することを発表し、2013年5月より国内民間保険会社に営業免許を交付し始めた。2016年10月現在、民間保険会社リスト(12社)がミャンマー保険公社ホームページに掲載されている。
- 外資保険会社については、経済特区(SEZ)内でのみ保険営業が認められている。日系生損保では、東京海上日動火災保険、損害保険ジャパン日本興亜、三井住友海上火災保険、太陽生命が挙げられる。

### 民間保険会社リスト(2016年10月現在)

NO.	企業名	住所	取扱商品
1	First National Insurance Public Co., Ltd.	No. 400/406, Merchant Street, Botahtaung Township, Yangon	損保／生保
2	I.K.B.Z Insurance (Public) Co., Ltd.	No. 608, Bo Sun Pat St., Pabedan Township, Yangon	損保／生保
3	Young Insurance Global Co., Ltd.	No. 647(A), Pyi Road, Kamayut Township, Yangon	損保／生保
4	Grand Guardian Insurance Public Co., Ltd.	No. 19/20 (A,B,C & D) Junction Square, Pyi Road, Kamayut Township, Yangon	損保／生保
5	Global World Insurance Co., Ltd.	No. 44, Thein Phyu Road, Pazundaung Township, Yangon	損保／生保
6	Excellent Fortune Insurance Co., Ltd.	No. 53/54, Sat Sayar U Tun Street, Shwe Pyi Thar Industrial Zone, Insein Township, Yangon	損保／生保
7	Aung Thitsar Oo Insurance Co., Ltd.	Room 602/604, Myawaddy Bank Luxury Complex, No. 151, Bogyoke Road, Lanmadaw Township, Yangon	損保／生保
8	Pillar of Truth Insurance Co., Ltd.	No. 14-02, Sakura Tower, Sule Pagoda Road, Kyauktada Township, Yangon	損保／生保
9	Ayeyar Myanmar Insurance Co., Ltd.	No. 480, Lower Kyeemyindine Road, Kyeemyindine Township, Yangon	損保／生保
10	Capital Life Insurance Co.,	No. 277/285, Middle of Bo Aung Kyaw Street, Kyauktada Township, Yangon	生保
11	Citizen Business Insurance Public Ltd.	No. 5, Sayar San Plaza First Floor, Bahan Township, Yangon	生保
12	Aung Myint Moh Min Insurance Co., Ltd.	No. 28, Corner of Shwedagon Pagoda Road and Pantrar Street, Dagon Township, Yangon	生保

## 民間保険(2/2)

- 2015年7月1日には、ミャンマー保険公社がミャンマー初の医療保険の販売を開始した。民間保険会社も同種の医療保険を販売する計画で、一部はミャンマー保険公社での販売開始と同時に試験販売を始めた。

### ミャンマー初の医療保険(2015年7月1日販売開始)

#### ■ 概要

- 期間1年で1口5万チャット(約5,500円)の保険料を支払うと、国内主要病院で受診する際、治療費(1日あたり1万5千チャット)や入院費の一部(1日あたり1万5千チャットが最大1ヶ月まで)をカバーする保険金が受け取れる仕組み。被保険者が死亡した場合、100万チャットの補償が支払われる。
- 対象年齢は5歳から65歳。
- 最大5契約まで購入可能。
- ミャンマー人に加え、ミャンマー在住の外国人も購入可能。

#### ■ 商品開発の経緯

- 2014年8月に財政省主導のもとミャンマー保険公社および現地民間保険会社11社<sup>注)</sup>が中心となる医療保険プロジェクトが発足。
- そのプロジェクトに先立ち、日本の太陽生命が、2014年4月に保険商品および引受査定方法等を取りまとめた提案書を財政省に提出しており、商品開発においても協力した。
- 太陽生命はこれら一連の活動が認められ、医療保険販売開始に合わせ、ミャンマー保険事業監督委員会より医療保険プロジェクトの正式コンサルタント(外国の保険会社として初)として認定された。

#### ■ 販売実績

- 2015年7月の販売開始以降、10月末までの4か月間で計1,055件の新規契約があった。

注) 2014年8月時点で、経営ライセンスを与えられていた社数。

(出所) 日本経済新聞(2015年7月1日)、太陽生命保険株式会社ニュースリリース(2015年7月17日)、東京読売新聞(2015年12月24日)、ミャンマー株式ニュース(2015年6月29日)

## 保健に関する制度・行政体制

- 現在の保健制度は、保健省、労働省の下部組織の社会保障委員会、国防省によりそれぞれ運営されている。
- 最も一般的な制度は保健省によるものである。

### かつての保健制度

1948年

独立時に、イギリスを参考とした制度を導入し、無料で医療サービスが受けられるようになった。

1988年

軍事政権となり、無償で医療を提供できる資金力がなくなり、医療制度は崩壊した。

1990年

現在のコストシェアリング方式を中心とした制度になった。

### 僧侶や尼僧専用の医療機関

- 僧侶や尼僧専用の医療機関が、個人や企業からの寄付などを原資に建てられ、運営されている。僧侶、尼僧はすべての医療サービスを無料で受けることができる。

### 現在の保健制度

#### 保健省の制度

コストシェアリング方式では、政府系医療機関を受診した場合、診察は所得に限らず無料、入院は承認制で無料、診断は一部無料、医薬品や医療材料については有料となっている。

貧困層については、すべての医療サービスが無料である。医薬品や医療材料の一部については、政府から支給される。

#### 社会保障委員会の制度

事業主や労働者に対する医療を対象とした制度が運営されている。社会保障委員会が管轄する医療機関は、労働者から支払われた保険金で運営されており、保険金を支払った労働者はすべての医療サービスを無料で受けることができるという制度である。

#### 国防省の制度

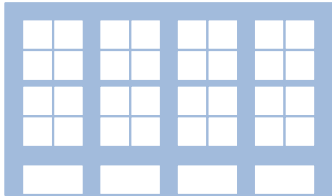
軍人やその家族は、国防省管轄の医療機関であれば、すべての医療サービスを無料で受けることができる。

## 医薬品規制

- 関連する法律として、1983年法4号と薬事法がある。
- 監督機関は、保健省下部組織の食品医薬品局である。

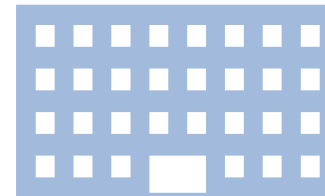
### 監督機関の役割

#### 食品医薬品局



薬品登録用ガイドラインに基づき、医薬品の審査を行い、医薬品の販売承認、製造プラントや輸入業者の検査および薬品の品質管理に責任を負う。

#### 医薬品諮問委員会



薬品の評価や登録を行う。

- 製品が登録されるためには、ミャンマーで臨床試験を行う必要がある。WHOが発行する製品証明は登録の先行条件となっている。
- 登録は5年間有効である。

### 医薬品の登録申請

- 医薬品の登録申請者はミャンマーの居住者である必要がある。

外資系企業の場合、登録申請者はミャンマーに定住する法定代理人である必要があるが、対象となる医薬品の輸入業者である必要はない。

### 医薬品の登録にかかる主な費用

費目	料金※
アセスメント料	100US\$ + 臨床試験料
登録料	400US\$前後
再登録料	200US\$

※ US\$表記だが、実際はチャットで支払う必要がある。

## 医療情報・個人情報保護に関する法規制

■ ミャンマーには、包括的な一般データ保護法や、医療データの管理に特化した特定の法律はない。しかし、データ保護とプライバシーに関する規定は、以下を含む様々な法律に散在している。

- サイバーセキュリティ法(2025年)
- 国民のプライバシーとセキュリティを保護する法律(2017年)
- 電子商取引法(2004年)

法律の名前	概要	詳細
サイバーセキュリティ法(2025年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ この法律は、サイバーセキュリティガバナンス、重要インフラの保護、デジタルプラットフォームの規制のための包括的な法的枠組みを提供する。</li> <li>○ サイバーリソースの安全な利用を保障し、サイバー攻撃から国家主権を守り、サイバーセキュリティサービスの発展を支援し、デジタル経済の活性化を促進するために制定された。</li> </ul>	<p>この法律は、以下の規定を定めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サイバーセキュリティサービスのライセンスおよび登録: サイバーセキュリティサービスプロバイダーおよびデジタルプラットフォームには、ライセンスの取得を義務付け、違反には罰則を科します。</li> <li>・デジタルプラットフォームプロバイダーの責任: プラットフォームに対し、フェイクニュース、児童搾取コンテンツ、暴力扇動、既存の法律に違反する活動など、有害コンテンツを特定し、対処するための措置を講じることを義務付けます。</li> <li>・データの保持: 義務的な保持期間を設け、政府によるユーザーデータへのアクセスを許容します。</li> <li>・重要な情報インフラの保護: 規制当局は、国家安全保障または公共秩序の利益のために、デジタルプラットフォームを停止または管理することができます。</li> </ul>
国民のプライバシーとセキュリティを保護する法律(2017年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ この法律は、国民のプライバシー(移動、居住、言論の自由)と安全(私事、住居、所有物、通信、通信)を保護する。</li> <li>○ 以前は、この法律の下では、通信事業者に対して個人の電話および電子通信データを要求または取得することは禁止されていた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国防安全保障会議は、国民のプライバシーと安全を保護する法律の改正案を制定した。</li> <li>・改正法は、改正法の名称、第5条(b)項の置き換え、および旧法第8条の導入部分の3つの条項で構成されている。</li> <li>・第8条の導入は、国防、安全保障、公共の平和と静穏のために法的に義務と権限を付与された者に対する例外を拡大し、命令なしに第8条の範囲内で(通信事業者に対して個人の電話通信データや電子通信データを要求または取得するなど)行為を行うことを可能にするために改正された。</li> </ul>

## 医療情報・個人情報保護に関する法規制

法律の名前	概要	詳細
電子商取引法(2004年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ この法律は、国内における電子データ、署名、取引、または個人データの管理を規制する。</li> <li>○ この法律の規定は、国内および国際的な取引、取引、協定、合意、契約、ならびに情報の交換および保管を含む、商業活動および非商業活動で使用されるあらゆる種類の電子記録および電子データメッセージに適用される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 2021年に法律が改正され、「個人データ保護」という新たな章が導入された。</li> <li>○ しかし、この改正ではデータ保護に関する非常に基本的な制度が定められたに過ぎず、データ管理者の義務は明確に定義されていなかった。また、政府による個人データの没収を認める広範な例外規定や、様々な種類の情報のオンライン共有の禁止も導入された。</li> <li>○ 個人データに関する追加規定の説明は次のとおり。             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>個人データの定義:</b>個人データとは、個人を識別する、または識別できる情報を指す。</li> <li>○ <b>個人情報管理責任者の個人情報の取り扱いに関する責任:</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人情報を、法令に基づき、その種類、セキュリティレベルに応じて体系的に保管、保護、管理する。</li> <li>・ 本人の同意なく、個人情報をいかなる個人または組織に対しても、精査、開示、通知、頒布、発送、改変、破棄、複製、証拠提出することを許可しない。</li> <li>・ 利用目的に合致しない事項の管理のために個人情報を利用しない。</li> <li>・ 一定期間利用するために収集した個人情報を、当該期間経過後に体系的に破棄または削除しない。</li> </ul> </li> <li>○ <b>個人情報保護規則の適用の例外となるケース:</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政府機関(中央委員会、捜査チーム、または法の支配チームによって権限を与えられた機関)が、サイバーセキュリティ、サイバー攻撃、サイバーテロ、サイバー悪用、サイバー事故、またはサイバー犯罪に関連する事件(捜査、証拠収集、法廷での証拠提出を含む)を処理している場合。</li> <li>・ 権限を与えられた政府機関が刑事事件(捜査、情報収集、告訴、法廷での証拠提出を含む)を処理している場合。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

## 臨床試験に関する規制

---

- 臨床試験に関する規制については確認できなかった。

# 医療情報・個人情報保護、データサーバーの置き場に関する法規制、ガイドライン

## 医療情報・個人情報保護について

- 2008年に承認された「ミャンマー連邦共和国憲法」および「Law Protecting the Privacy and Security of Citizens(市民のプライバシーとセキュリティを保護する法律、以下「プライバシー法」)」により、プライバシーと通信のセキュリティに関する規定を定めている。これらは個人情報の機密保持に関連する規定を含む「Electric Transactions Law(電気通信法)」等、分野別の法律で補完されている。一方、2021年2月1日のクーデター以来、軍事政権はプライバシー権の侵害や恣意的逮捕・拘禁を可能にする法制度の修正を命じた。
- 加えて、ASEANに所属するミャンマーは「ASEAN Framework on Personal Data Protection」や「ASEAN Framework on Digital Data Governance」等、個人データ保護に関する様々な枠組みを策定している。

	概要	2021年の軍事政権による変更と追加
プライバシー法 <sup>1</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2017年に施行されたプライバシーと通信のセキュリティに関する規定。</li> <li>• 第三者による通信内容の傍受や電子通信事業者による記録の開示、郵便物の開封や押収が禁じられている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 拘束や家宅捜索、監視、通信傍受、通信記録の入手、個人の手紙や小包の開封を許可なく行うことを可能な形に変更。</li> </ul>
電気取引法 <sup>2</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2004年に施行された個人情報の機密保持に関する規定。</li> <li>• データを体系立てて安全に保護管理することを事業者に対して求めたうえで、利用目的に沿わない個人情報の取得を禁じている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• クーデターや軍事政権の行動に批判的な表現を含む情報の流布を犯罪化、情報の自由な流通を禁じる形に修正。</li> </ul>

## データサーバーの置き場について

- 2021年12月現在、既存の法律において、データサーバーの置き場に関する規制は確認できていない。
- 軍事政権は2021年のクーデター翌週に「サイバーセキュリティ法」をインターネットサービスプロバイダー(以下ISP)に配布した。これにより、ISPは軍の指示に応じてウェブサイトをブロックまたは特定ユーザーのアクセスを遮断する必要があり、政府がユーザーデータへの幅広いアクセス権を有し、ISPがユーザーデータを3年間保存することが定められた。

1 公開URL: [https://www.myanmar-responsiblebusiness.org/pdf/Law-Protecting-Privacy-and-Security-of-Citizens\\_en\\_unofficial.pdf](https://www.myanmar-responsiblebusiness.org/pdf/Law-Protecting-Privacy-and-Security-of-Citizens_en_unofficial.pdf)

2 公開URL: [https://www.myanmartradeportal.gov.mm/uploads/legals/2018/12/Electronic%20Transactions%20Law%202004\(English\).pdf](https://www.myanmartradeportal.gov.mm/uploads/legals/2018/12/Electronic%20Transactions%20Law%202004(English).pdf)

(出所) OneTrust DataGuidance、各法案、Human Rights Watch「ミャンマー：クーデター後の法制上の変更が人権を侵食」(2021)、Gigazine「クーデターが勃発したミャンマーでインターネットの監視が強化されている」(2021)35

## 医療現場で使用される言語に関する情報

---

- 書面でのコミュニケーションや医療記録では英語が好まれるが、医師と患者の間の口頭でのコミュニケーションではビルマ語/ミャンマー語がよく使われる。

## ミャンマー／医療関連／制度 ライセンス・教育水準

- 医師、看護師、助産師とも、国家試験はなく、卒業試験を受けることで資格が得られる。
- 薬剤師、レントゲン技師、検査技師、理学療法士の養成機関は、それぞれ全国で1つしかなく、定員数も少ない。

### ミャンマーの医療関連養成機関

	養成機関	養成期間	学校数※
医師	医学・保健関係の大学	7年	14
看護師	看護学校 等	3～4年	46
助産婦	助産師学校 等	1.5年	

※ 医療系の教育は保健省が管轄している。政権の交代やMOHのトップの方針で、医科大学の学生数の枠は大きく変動する。

	養成機関の数	1学年の定員
薬剤師	全国で1つ	50名
レントゲン技師	全国で1つ	25名
検査技師	全国で1つ	1.5名
理学療法士	全国で1つ	

### 主な医療系大学(2023年)

No.	名称	学生数
1	ヤンゴン第一医科大学	2,472
2	マンダレー医科大学	2,318
3	ヤンゴン第二医科大学	2,295
4	マグウェイ医科大学	1,290
5	マンダレー医療技術大学	759
6	ヤンゴン医療技術大学	755
7	ヤンゴン歯科大学	668
8	マンダレー歯科大学	596
9	ヤンゴン薬科大学	523
10	マンダレー薬科大学	488

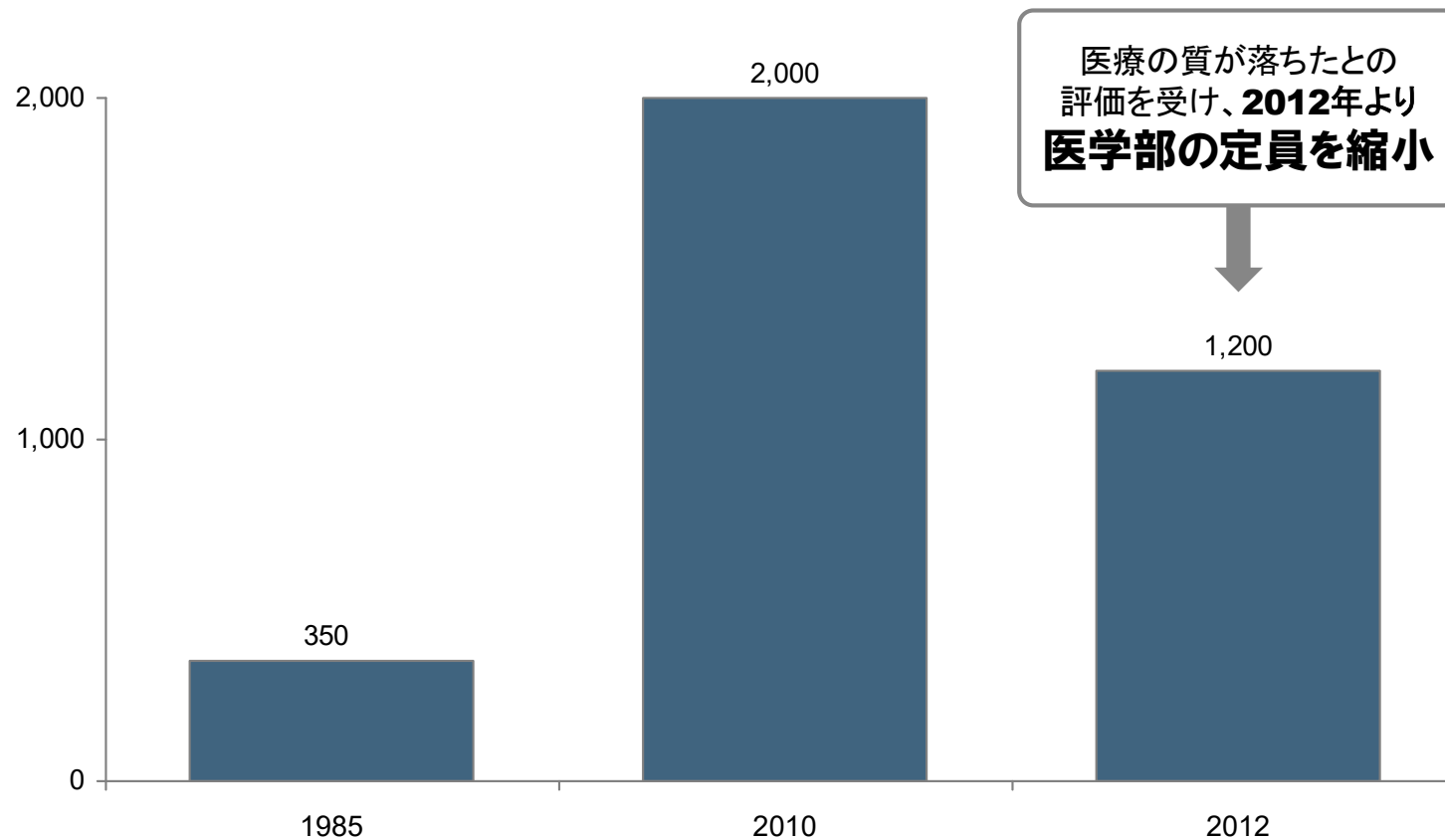
## ミャンマー／医療関連／制度

# 医師の社会的地位

- 医学部の定員の増加により、「医師の数は増えたが、医療の質が落ちた」との評価もある。

### 医学部定員の推移

(人)



## 外国人医師のライセンス

- 外国人の医療行為は、それぞれのケースごとに当局 (Myanmar Medical Council) の許可を得る必要がある。

### 保健省の許可に必要な手続き

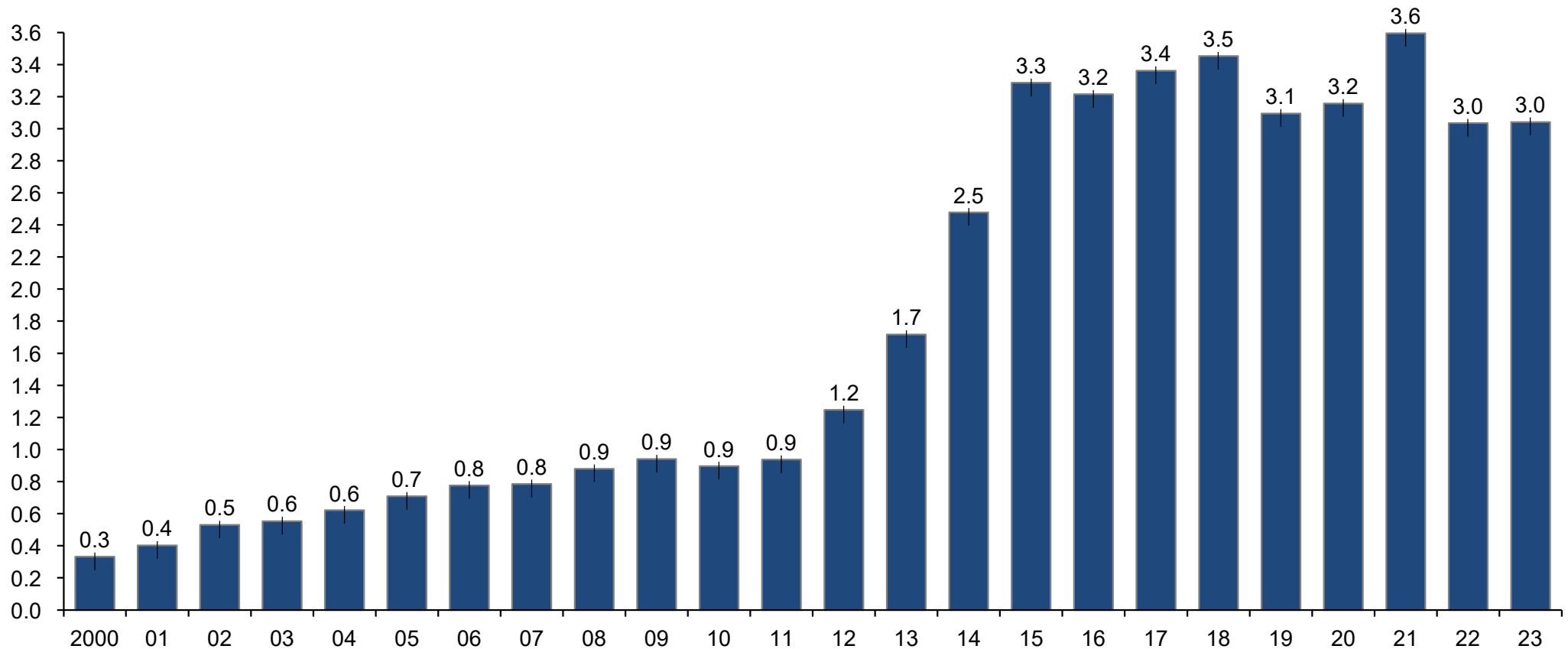
<p>外国人向け 医師ライセンス</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 外国にて医師免許を取得している場合も、医学学士を有しており、ミャンマーの医師免許試験 (Myanmar Medical License Examination) に合格すればミャンマーにおける医師免許を獲得することができる。</li><li>● 必要となるもの: 履歴書、パスポート、証明写真、出身国における医学学位を証明するもの (英語への翻訳が必須)、これまでに受けた研修とその時間を示すもの、ミャンマー語の能力を示すもの (必須ではない)、手数料 (35万チャット)、等。</li></ul>
<p>限定ライセンス</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 医療技術の持ち込みや国際交流の目的から設置されている、限定的な医療行為を認めるライセンス。</li><li>● エキスパートビジット、研修プログラム、人道ミッション、研究、の四種類の目的に対応する形で発行される。</li><li>● 必要となるもの: 履歴書、パスポート、出身国における医師ライセンスを証明するもの、現地医療従事者の医師ライセンスのコピー、雇用主となる医療機関のライセンスのコピー、等。</li><li>● 必要書類は医療行為を執り行う四週間前に提出される必要がある。</li></ul>

# ミャンマー／医療関連／医療サービス 市場規模

■ 医療サービス市場は、2023年で約30億US\$である。

## 医療サービスの市場規模※

(億US\$、2023年基準)



※ここでは、Current Healthcare Expenditureを医療サービスの市場規模と定義した

(出所) 世界保健機関(WHO)「Global Health Expenditure Database」(2026年3月時点)

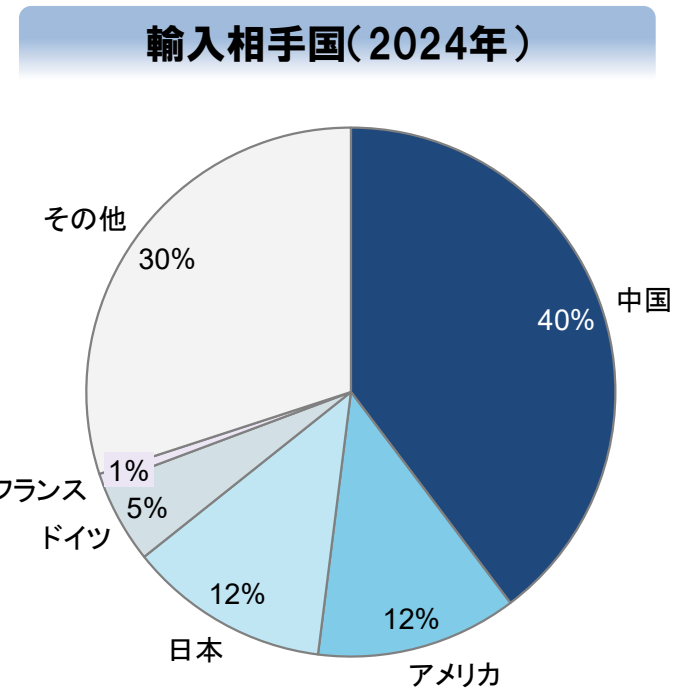
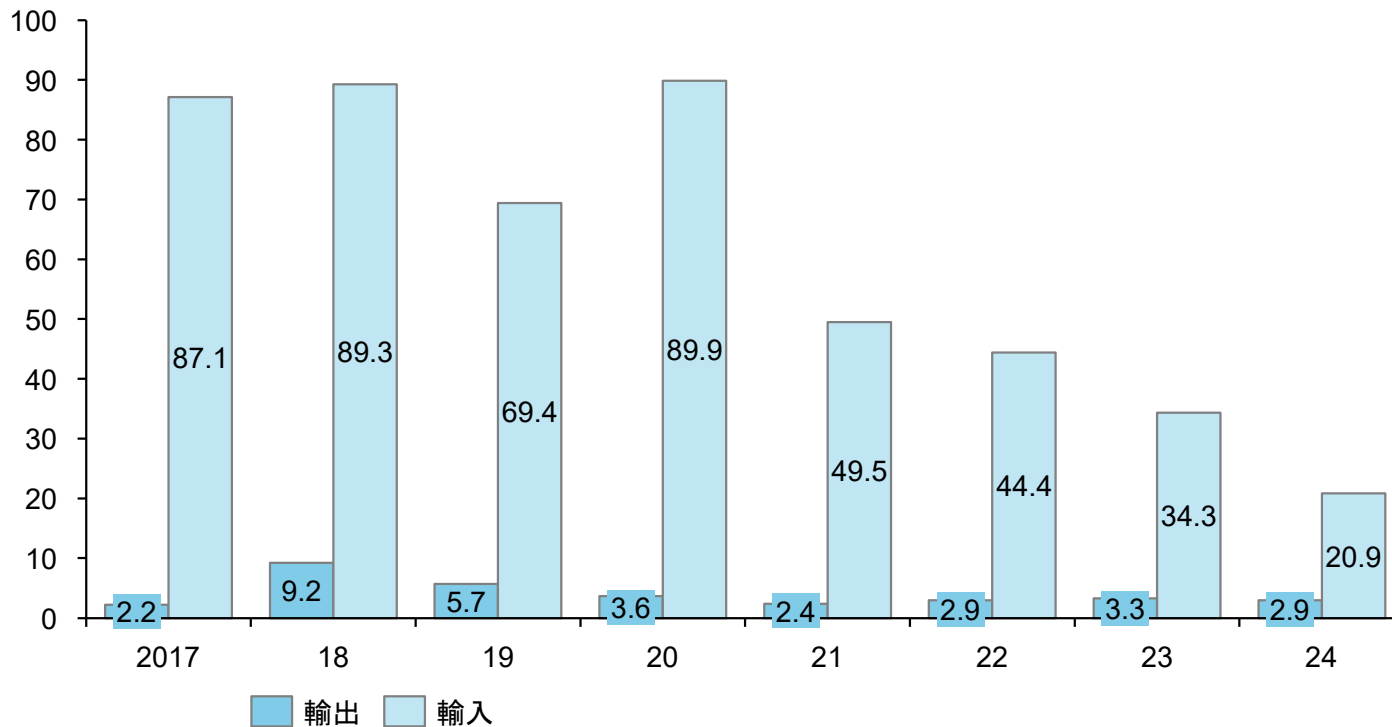
## 市場規模・輸出入額

- 公的医療費はASEAN域内で最低水準である一方、民間部門の医療費は前民主党政権下での中産階級の人口拡大を中心とした需要増によって徐々に増加している。質の高い医療サービスに対する需要の高まりに応えるため、輸入された医療機器や消耗品に依存している。
- こうした状況もあり、輸入が輸出を大きく上回っている。主な輸入相手国は、中国が約4割を占めており、日本、ドイツ、アメリカが続いている。

注)年ごとに取得可能なデータが異なるため、額の推移にばらつきがある。

### 医療機器の輸出入額

(百万US\$)



## 業界構造 - 主要メーカー

- ガーゼなどの医療材料を製造しているような事業者も含め、地場メーカーは存在しない。
- 医療機関でよくみられる医療機器は、GE、Siemens、Philips、日立製作所、東芝、富士フイルム、サムスン等の機器である。

### 主要メーカー

## 全ての医療機器が輸入

ガーゼなどの医療材料を製造している地場メーカーもない。

### 医療機関でよくみられる医療機器メーカー

- GE
- Philips
- Siemens
- サムスン
- 東芝
- 日立製作所
- 富士フイルム
- 等

## 業界構造 - 日本企業の進出状況(現地法人)

- 2018年時点では、日本企業が設立した現地法人は4社存在する。

NO.	現地法人名	日本側の主な出資企業	事業概要
1	FUJIFILM Myanmar Ltd.	富士フイルム	富士フイルム製品全般の営業・技術サポート
2	Green Hospital Myanmar,LTD.	グリーンホスピタル サプライ	病院運営のサポート
3	MANI Yangon Ltd.	マニー	手術用縫合針、歯科用根管治療機器の加工
4	My care Unicharm Co.,Ltd.	ユニ・チャーム	ウェルネスケア、フェミニンケア、ベビーケア事業

## 業界構造 - 流通

■ 多くのメーカーは、代理店を通じて販売している。

- GEとホロジックが直販との情報があるが、外国企業の現地法人では輸入販売ができないとの情報もあり、詳細は不明である。

### 医療機器の流通



- 婦人科系の医療機器を取り扱う**ホロジック**も、GEに比べ**小規模だがオフィス**を構えている。
- GEやホロジックは、代理店を介さず直販しているとの情報もあるが、詳細は不明。

### 主な代理店

<p><b>オカペリ</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ミャンマーで初めて設立された医療機器代理店。ミャンマーで最も規模が大きい</li> <li>● 現在の社長はミャンマー人だが、副社長はイタリア人である</li> </ul>
<p><b>エベレスト・スノー</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● オカペリに次いで、ミャンマーでは2番目に規模が大きい代理店</li> <li>● 現在の経営陣は、ほぼ全員ミャンマー人である</li> <li>● Philipsや富士フイルムなどの製品を取り扱う</li> </ul>
<p><b>ユタニ</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1996年に日本人の小丸氏によって設立された。</li> <li>● 設立当初は、ニプロの注射器やカテーテルといった消耗品の販売を行っていた。現在では、日本製の製品を多く取り扱っている。</li> </ul>

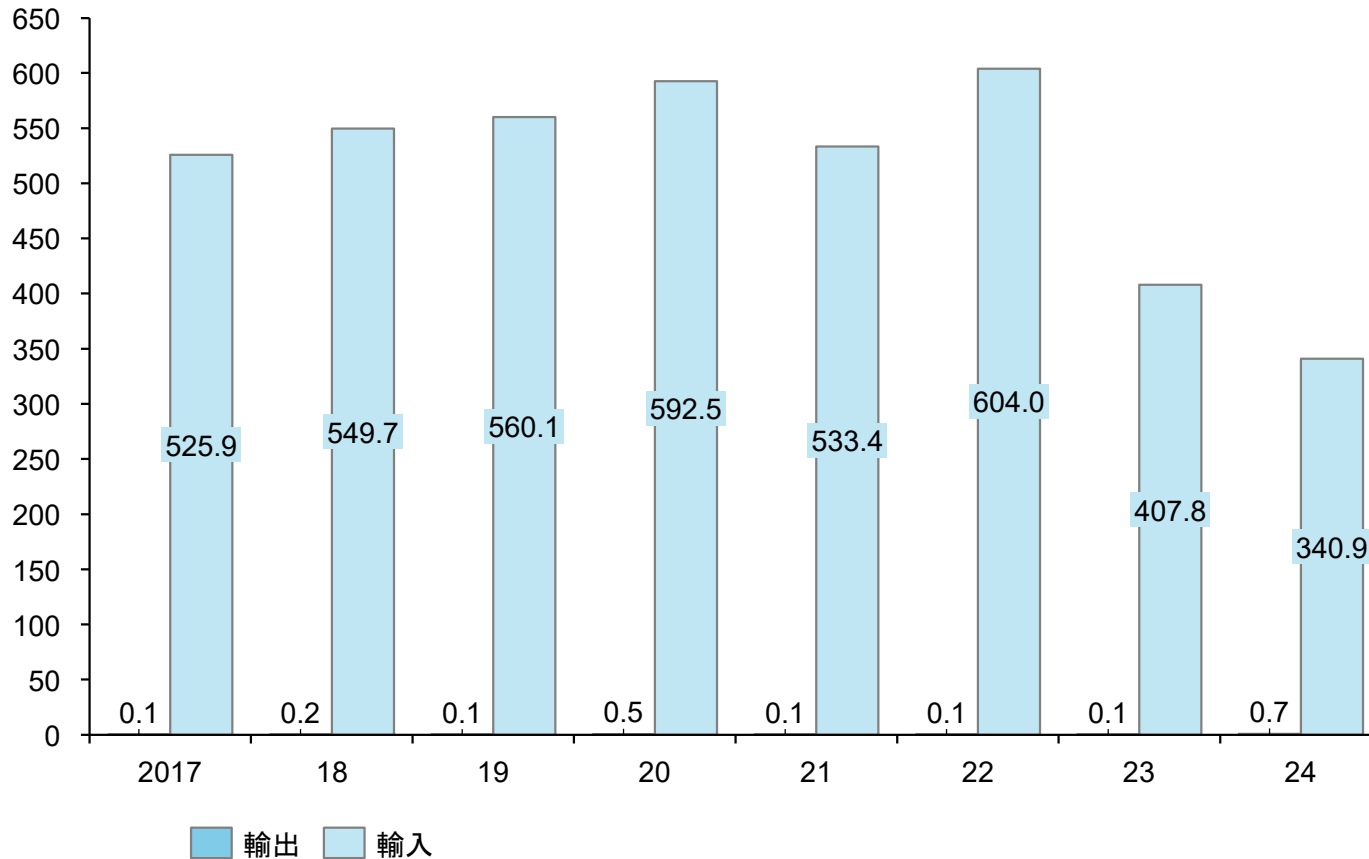
# ミャンマー／医療関連／医薬品

## 市場規模・輸出入額

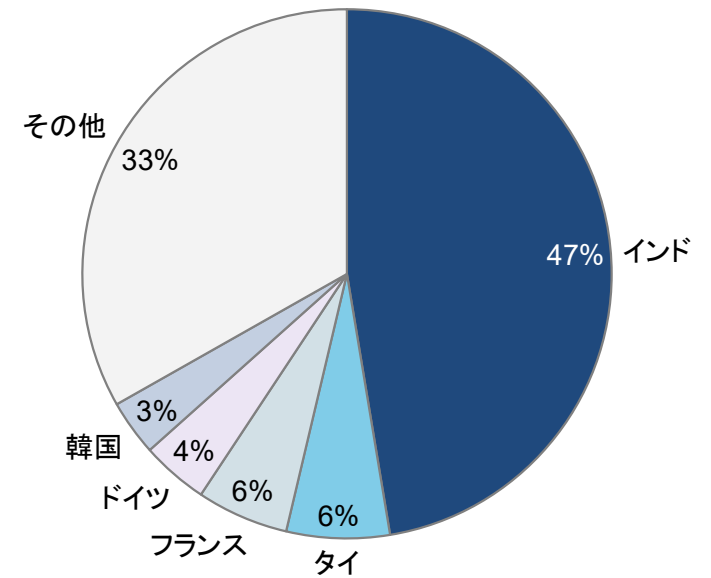
- 医薬品はほぼ輸入に依存しており、主にインド、中国、タイ等から輸入している。
- ミャンマーの医薬品市場は他のASEAN諸国と比較して競争が激しく、外資系製薬会社の参入も増えている。現在、ミャンマーには100社以上の医薬品販売会社が進出し、ジェネリックブランドが大きなシェアを占めている。

### 医薬品の輸出入額

(百万US\$)



### 輸入相手国(2024年)

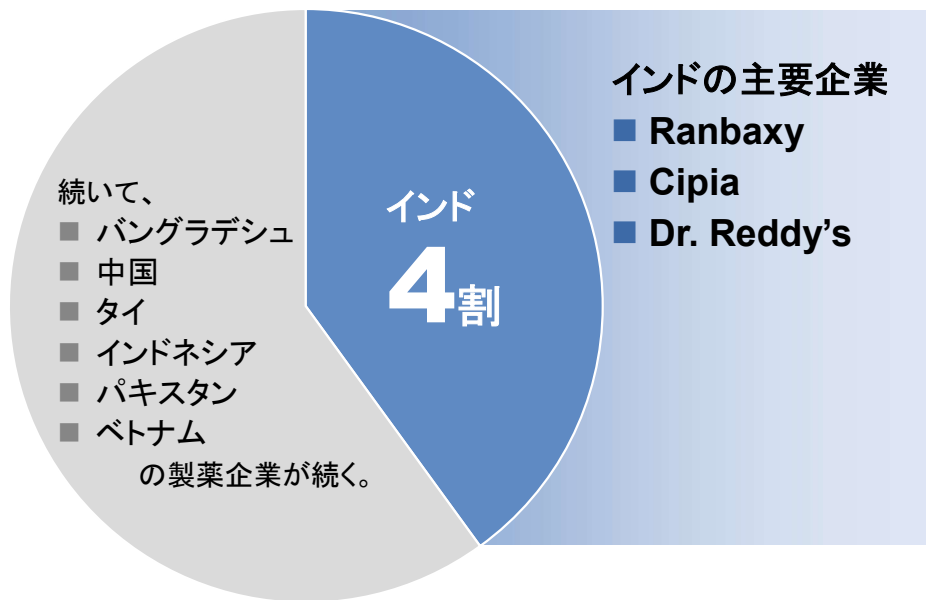


(出所) 米国商務省、UN Comtrade Database J (2026年3月時点)

## 業界構造 - 主要メーカー

- ミャンマー資本の医薬品メーカーは2013年時点で6社存在する。
- インドの医薬品メーカーが6割を占めている。

### 医薬品主要メーカー



※ ミャンマー資本の医薬品メーカーは、**2013年時点で6社**ある。

#### Mega Lifesciences

- 1983年に設立
- Mega We Careというブランド名で開発途上国で医薬品の製造、マーケティング、流通事業を展開
- 製品には処方薬、一般用医薬品ならびに栄養補助食品およびハーブ製品を含む
- タイ、オーストラリアに製造拠点をもち、21カ国以上で事業を展開

#### Fame Pharmaceutical

- 1999年に設立された個人所有の会社
- ミャンマーの主要な製薬会社の1つ
- マラリア、結核、癌などのさまざまな疾患の治療に使用できる天然および有機製品を製造
- 主な製品はOTCで、ドイツ、シンガポール、タイ、中国、日本、マレーシアなどの国々に輸出

## 業界構造 - 日本企業の進出状況(現地法人)

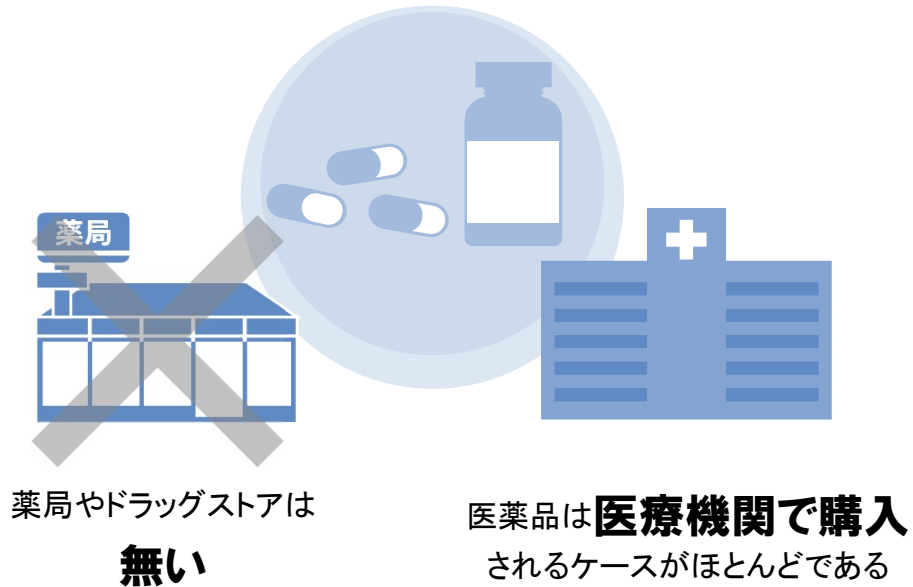
---

- 2013年に富士フイルムが現地法人を設立している。
- 2019年に、大塚製薬株式会社はミャンマーに本社を置く子会社Otsuka Myanmar Co., Ltd.の設立を発表した。この子会社は主に健康飲料事業の拡大に注力している。

## 業界構造 - 流通

- 薬局やドラッグストアはなく、医薬品は医療機関で購入されるケースがほとんどである。まれに露店で購入されるケースもある。
- 処方箋がないと買えない医薬品が多いが、非合法ではあるものの、お金を多く払えば処方箋なしで医薬品を手に入れることができる。

### 医薬品の流通



まれに**露店で購入**されるケースもある。

### 処方箋

処方箋がないと買えない医薬品が多い

しかし

非合法ではあるが、お金を多く払えば  
処方箋なしで医薬品を手に入れることができる。

## (参考)CMSDによる共同調達

- 保健省管轄の医療機関における医薬品・医療機器の調達は、保健省内の組織である中央医薬品保管所(Central Medical Stores Depot: CMSD)が一括で実施している。
  - 最近になって、保健省の内部はDepartment of Medical Service(DMS)とDepartment of Public Healthという2つの部門に分かれた。CMSDは、このうち前者のDMSに所属している。
- CMSDは、共同調達(入札実施を含む)、医薬品の保管、調達した物品の分配を実施している。また、ユネスコやWHOなど国際機関や海外政府からの寄付の分配を行っている。

### 医療機器に関するCMSDの主な役割

- 各地域の公的医療機関からのニーズ取りまとめ
- CESID(Central Equipment Statistics Inspection Dept.)への予算要求
- 調達計画等の作成
- 調達した医療機器の評価

### 医薬品に関するCMSDの主な役割

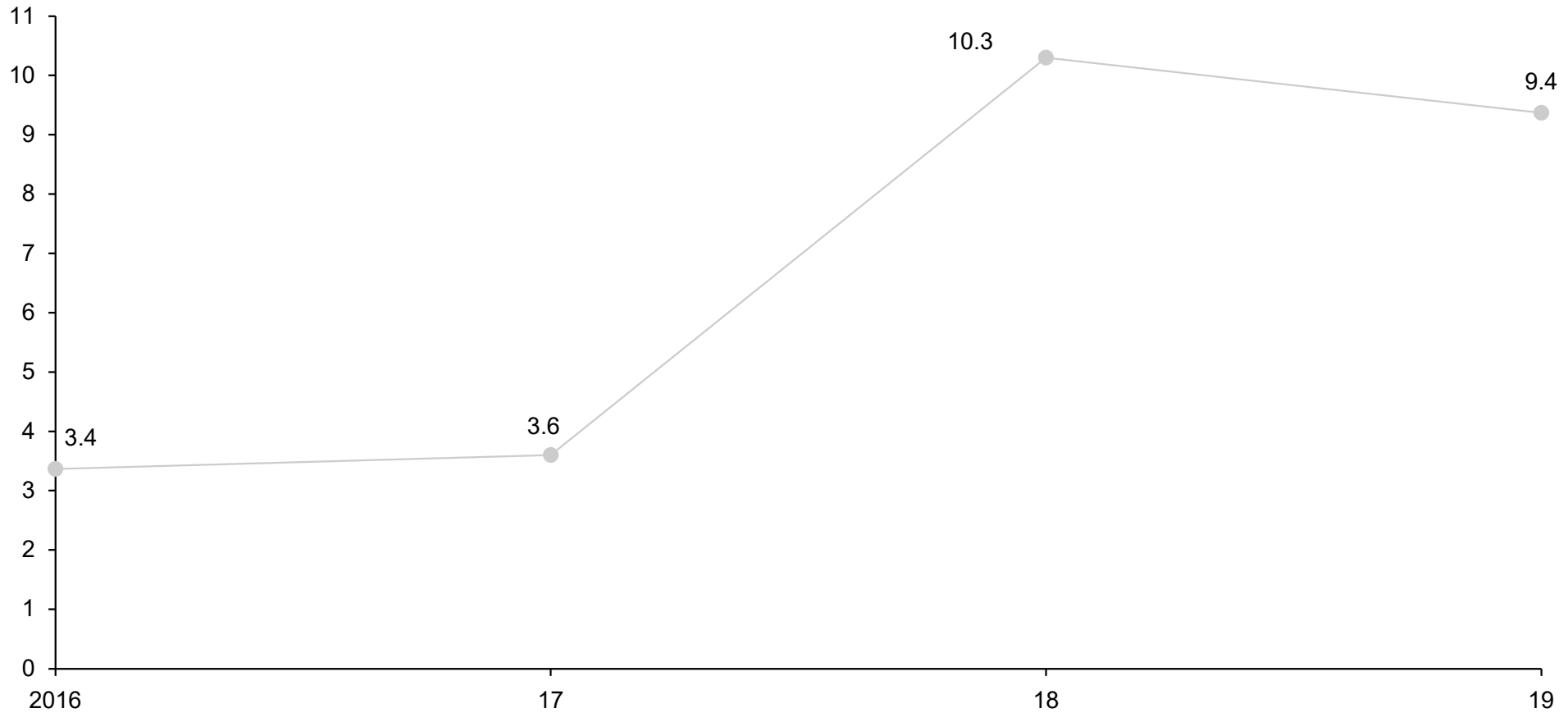
- 保健省管轄の医療機関における医薬品の共同調達・分配
- 入札の実施  
(政府系の製薬企業から調達する場合は直接購入するが、民間企業から調達する場合は原則として入札を実施する)

## ミャンマー／医療関連／介護 市場規模

- ミャンマーの介護分野に対する支出は、2019年時点で約9.4百万US\$となっている。

### 市場規模

(百万US\$)



## 業界構造 - 日本企業の進出状況

- ミャンマーに進出している介護事業者は、2社である。福祉用具事業者は、確認できなかった。

事業	NO.	現地で事業を実施している日本企業
介護	1	学研ココファン
	2	さくらコミュニティサービス
福祉用具	-	-

## ミャンマー／医療関連／歯科

# 市場規模

- 歯科医療分野に対する総支出は約40万米ドルである。

### 有病率(2019年)

1～9歳児における乳歯の未処置虫歯率	36.2%
5歳以上における永久歯の未処置虫歯率	22.8%
15歳以上の重度歯周病有病率	8.9%

### 対応状況

砂糖入り飲料への課税の実施	×
国家的な口腔保健政策・戦略・行動計画等の存在 (草案段階を含む。)	×
保健省における口腔保健の専門スタッフの存在	×
公衆衛生部門のプライマリーケア施設における口腔疾患の発見、管理、治療のための処置の利用可能性(※)	
口腔疾患の早期発見のための口腔健診	○
救急的な口腔ケア及び痛み緩和のための緊急的な治療	×
既存の虫歯を治療するための基本的な歯科処置	○

(※)必要としている患者の50%以上に到達しているか否か

## その他

---

## デジタルヘルス関連

- ミャンマーにおけるデジタルヘルス政策や予算支出に関する情報はかなり限られており、「Myanmar National Health Plan 2017-2021」にも、デジタルヘルスに関連する記述は含まれていない。
- ミャンマーのヘルスケア分野における最も大きな課題は、規則や規制の施行が弱いこと、公的医療保険の普及率が低いこと、医療従事者が不足していることである。

### デジタルヘルス市場に関連する指標

対日本比で:  -0.75倍  0.75-0.95倍  0.95-1.05倍  1.05-1.25  1.25倍-

要素	指標	ミャンマー	
デジタルインフラ	携帯電話の契約数 (100人あたり)	107	日本の0.64倍
	固定ブロードバンドの契約数(100人あたり)	2.08	日本の0.06倍
デジタルケイパビリティ	GDP比での研究・開発支出(%)	0.15	日本の0.05倍
デジタルヘルスポリシー	デジタルヘルスに関する政策の有無と予算の投下状況	現在の政権による政策に関しては存在を確認できていないが、軍事政権に対抗する国民統一政府(NUG)は、国民に遠隔医療とオンライン教育サービスを提供するための一連の取り組みに着手している。また、クーデター以前には、保健省が2018年4月3日に「Road To Digital Healthcare」に関する報告書を発表している。	
デジタルヘルスのガバナンス	デジタルヘルスデータの所有権、アクセス、共有を管理し、個人のプライバシーを保護する法律の有無	国民のプライバシー及び安全を保護する法律や電子商取引法により、一般的に規定されているのみであり、デジタルヘルスに関して特別な規定が置かれているわけではない。	
デジタルヘルスケイパビリティ	研修中医療従事者向けのデジタルヘルス関連のカリキュラム有無	存在を確認できていない。	
	デジタルヘルス/健康情報学/健康情報システム/生物医学情報学を扱う学位プログラムの有無	存在を確認できていない。	
デジタルヘルスインフラ	電子カルテ普及率	データなし(普及は進んでいない)	
	医療関連目的に使用するためのマスター患者インデックスが存在するか	存在を確認できていない。	

## オンライン診療の主要プラットフォーマー

■ ミャンマーにおけるオンライン診療の主要プラットフォーマーは外資系企業である。

No.	企業名	設立年	内資/ 外資	株式公 開	従業員 数	売上 (M US\$)	累計 患者数	提携 病院数	提携 医者数	事業概要
1	MyanCare	2018	外資	非公開	11-50	-	150K+	3	300+	<ul style="list-style-type: none"> <li>遠隔医療サービス MyanCare と小児医療コールサービス YinThway の2つを中核事業として運営。</li> <li>医師は、MyanCare 上で患者の健康記録や治療履歴などを検索することができる。</li> <li>MyanCare では、開業医や専門医へのオンライン予約や、音声・ビデオ・チャットによる相談が可能。200人以上の医師と26の医療専門分野が登録されている。</li> </ul>
2	Koe Koe Tech	2013	外資	非公開	98	~\$19.2M	7,000	-	1,500	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子保健アプリ Maymay を運営、妊娠前後を通してユーザーをサポートするサービスを提供。</li> <li>Maymay では、医師を専門分野や地域別に検索できる機能や遠隔医療、医師や助産師へのフィードバックフォーム、健康アンケートなどが利用できる。</li> <li>栄養学や金融教育、その他健康に関するコンテンツを提供するプラットフォームにもアクセスができ、月間アクティブユーザー数は3万人以上、1日あたりの新規ユーザー数は約1,000人、登録ユーザー数は11万6,000人を超えている。</li> </ul>
3	myDoctor	2016	外資	-	11-50	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>遠隔診療・病院予約サービスを提供。</li> <li>リプロダクティブ・ヘルス、母子保健、メンタルヘルス、デンタルヘルス、ビューティ&amp;ライフスタイルなど、様々な健康に関する情報も提供するデジタルヘルスプラットフォーム。</li> </ul>
4	Doctor on Call	2015	-	-	-	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>患者向けプラットフォーム doctor on call を提供。医師、検査サービス、クリニック、病院、治療センターなどを、所在地、専門分野、勤務時間などに基づいて検索することができる。</li> </ul>
5	Z-waka	2020	-	非公開	1-10	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療従事者向けのカルテ管理ソリューションを提供。アプリのチャット機能を通して医師と患者が診療記録を共有できるようにすることで、デジタルヘルスインフラストラクチャーを整備している。</li> </ul>

## ミャンマー／医療関連／その他 学会および業界団体

- 毎年1月に「Myanmar Health Research Congress」が保健省主催で開催される。

### Myanmar Health Research Congress

- 毎年1月に、**保健省主催**にて開催。
- 2013年の kongress では、**約90**のプレゼンテーションと**26**のポスターセッションが行われた。
  - 内容としては、学術的なものから臨床に関するものまで、多岐にわたるセッションが開催された。
  - 海外からのシンポジウムは、日本から救急医療に関するシンポジウムがあったほか、韓国からマラリアや結核、肝炎に関するシンポジウムがあった。
- 2015年の kongress では、**100以上**のプレゼンテーションと**32**のポスターセッションが行われた。

## 医薬品・医療機器関連イベント

- 展示会のほか、保健省が主催の学会で、医療機器代理店による機器展示や説明が行われるケースもある。

### 主な展示会

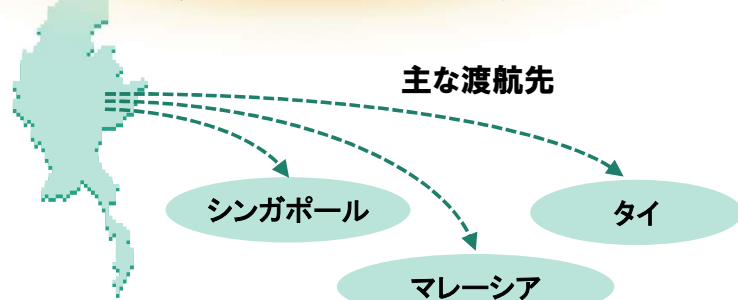
No.	名称
1	Myanmar Pharmaceutical Index
2	Health Products Directory
3	Medical Myanmar
4	Pharma Myanmar
5	Hospital Construction Myanmar
6	Myanmar Phar-Med Expo

## 外国人患者受入／医療渡航

- 富裕層を中心に海外医療機関への医療渡航が増加している。

### 海外医療機関への渡航

富裕層の増加に伴い、海外の医療機関の  
宣伝活動が活発になりつつある。

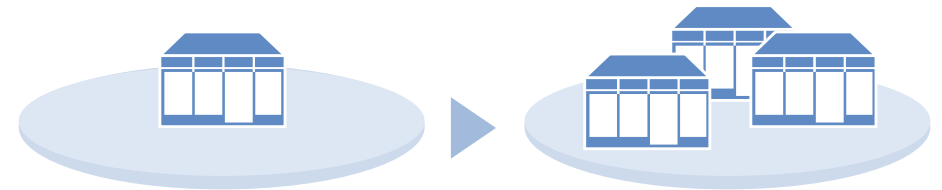


### バンコクの病院では

ミャンマー語を理解するタイ人医師も複数名いるようで、  
言葉の心配もほとんどないという。

### ヤンゴン市内の代理店状況

ヤンゴン市内では海外への医療機関の  
申込窓口を担う代理店が増えている。



### ヤンゴン市内の代理店で手配をしてもらえること

- 健康診断の予約受付
- ヤンゴンとバンコクの往復チケットの予約手配
- バンコク国際空港から病院までの送迎サービス
- バンコクでのホテル宿泊予約
- 複数名で受診する場合は、専任スタッフがヤンゴンの空港からバンコクまで同行するきめ細かなサービス

# 政策動向

---

## 医療関連政策の将来動向(1/4)

- 2016年のティン・チョウ大統領就任以降、保険・医療サービスの整備に加えて外資参入に対する規制整備が進んでいる。
- 保健省は、国民皆保険制度の導入を目指している。

### ティン・チョウ政権(2016年～)

▶ 保健・医療サービスといった国内制度の充実に加え、**外資の参入に向けた基盤整備**が進められている

- 2016年3月に発足した新政権の下、国民中心の発展が目標として掲げられ、教育、保健、農業、財政規律の維持を重視した政策が進められている。
- 保健分野の取組としては、2016年12月に策定された新しい国家保健計画(National Health Plan 2017- 2021)に基づき、国民の約7割を占める農村部における保健・医療サービスの充実を目指し、具体的な取り組みを定めた年次計画が作成されている。
- 経済分野では、外国投資を歓迎し、規制緩和を志向するとの姿勢が示されている。労働関係法令の見直しや新規制定も徐々に進められており、2019年3月には労働安全衛生法が成立し、同年6月には労働紛争決法が成立した。また、労働組合法も国会で審議されている。一方で、外国企業が安定的かつ、継続的に事業運営を行うためにも、法整備に加え、その円滑な運用も望まれている。

### 国民皆保険制度について

▶ 保健省は、医療費の家計負担割合が高いことを危惧。**国民皆保険制度の導入を目指している。**

- 2013年時点では、「現在は国民皆保険制度に向け、途中経過であり、中盤程度の段階」と位置付けていた。
- 国民皆保険制度の導入のほか、医療費の家計負担を減らすために様々な施策を行っている。

#### 医療費の家計負担削減に向けた保健省の施策

- 医療関係費に対する歳出からの配分を増やす
- 社会保障制度における社会保険による医療費負担を増やす
- 母子保健バウチャー制度の導入(パイロット段階)
- コミュニティ医療保険の導入(パイロット段階)
- コミュニティ系団体や宗教系団体の行った社会的支援の文書化
- 海外からの持続的な援助の受け入れ

## 医療関連政策の将来動向(2/4)

- 将来の医療課題に備えた、長期健康開発計画として、「**Myanmar Health Vision 2030**」が策定されている。

### Myanmar Health Vision 2030

#### 記載されている主な項目

- 保健医療政策と法令
- 保健利用の促進
- 保健医療サービス供給
- 保健医療の人材開発
- 伝統医学の促進
- 保健医療研究の発展
- 協同組合、ジョイントベンチャー、民間企業、NGOの役割
- 保健医療制度開発のためのパートナーシップ
- 国際協力

#### 記載されている主な数値目標

	2001～ 2002年	2011年	2021年	2031年
平均寿命	60～64	64～71	—	75～80
1,000人あたり 乳児死亡数	59.7	40	30	22
1,000人あたり 5歳児未満死亡数	77.77	52	39	29
1,000人あたり 妊婦死亡数	2.55	1.7	1.3	0.9

目標値

## 医療関連政策の将来動向(3/4)

- 「National Health Plans(2017-2021)」に基づき、11のプログラム分野が策定されている。

### National Health Plans(2017-2021)

- 「Myanmar Health Vision 2030」…………… 長期計画
- 「National Health Plans(2017-2021)」…… 中期計画

#### 「National Health Plans(2017-2021)」に策定されている11のプログラム分野

- 1 感染症のコントロール
- 2 非伝染病や環境の予防、コントロール、治療
- 3 ライフサイクルアプローチとして、母、新生児、子ども、若者、高齢者の健康改善
- 4 病院内ケアの改善
- 5 伝統医療の開発
- 6 医療人材の開発
- 7 医療研究の奨励
- 8 医療の決定要因
- 9 栄養促進
- 10 医療制度の強化
- 11 ヘルスケアの及ぶ範囲を地方、周辺都市、国境付近へ拡大

## 医療関連政策の将来動向(4/4)

- 医療問題に関する政策立案を行う省庁横断的な組織として、1989年に設立されたNational Health Committee(NHC)が存在する。

### National Health Committee(NHC)

1989年

医療問題に関する政策立案を行う組織として、設立

2011年

再組織化

NHC委員メンバー

議長



保健省の大臣

省庁横断的な組織



情報省次官



内務省次官



労働省大臣 ...等

医療関連政策に関し、主導的な役割をとっており、体系的、かつ、効率的な医療プログラムを策定している。

## ミャンマーの医療課題に対処するための主要政策とプログラムのリスト（1/3）

- 国家健康政策は、公平かつ効果的かつ効率的な方法で国がユニバーサル・ヘルス・カバレッジに向けて前進するのに役立つ医療システムを改善するためのロードマップを提供する。

ポリシー	年	担当省庁	説明
国家保健政策 (National Health Policy)	2017～ 2021年	保健省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国民皆保険、医療サービスへのアクセスの拡大、システムの強化、経済的困難の軽減に重点を置いたミャンマーの医療政策を導く戦略枠組みである。</li> <li>○ 、貧困層支援を明確に重視し、全国民が基礎必須保健サービスパッケージ(EPHS)にアクセスできるよう、供給側の準備を強化することを目的としている。</li> <li>○ 重点分野: 医療従事者の能力、必須の医療インフラ、サービス提供ネットワーク、医療資金調達メカニズム</li> <li>○ 以下のプログラムが含まれる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症プログラム</li> <li>・非感染性疾患プログラム</li> <li>・母親、新生児、子供、青少年、高齢者の健康を改善するためのライフサイクルアプローチ</li> <li>・病院ケアの改善</li> <li>・伝統医学</li> <li>・健康のための人材</li> <li>・健康研究の推進</li> <li>・健康の決定要因への取り組み</li> <li>・栄養促進</li> <li>・保健システムの強化</li> <li>・農村部、都市周辺部、国境地域の保健</li> </ul> </li> </ul>

## ミャンマーの医療課題に対処するための主要政策とプログラムのリスト（2/3）

- この計画は、多部門活動のための提唱とリーダーシップ、健康促進、保健システムの強化、ミャンマーにおけるNCD予防の意思決定のための証拠の生成という4つのテーマの下で戦略を示している。

ポリシー	年	担当省庁	説明
非感染性疾患の予防と管理に関する国家戦略計画 (National Strategic Plan for Prevention and Control of NCDs)	2017～2021年	保健省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ これは、社会経済、文化、開発の課題の文脈内で、非感染性疾患とその危険因子と闘うための戦略フレームワークである。</li> <li>○ 非感染性疾患による罹患率、死亡率、障害といった予防可能かつ回避可能な負担を軽減することを目的としている。</li> <li>○ 戦略の目的は次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政府、パートナー、その他の利害関係者への継続的な支援を通じて、国家課題における非感染性疾患の予防と管理の優先順位を高める。</li> <li>・ アドボカシーと対話を通じて多分野にわたる活動を加速するために、リーダーシップ、ガバナンス、パートナーシップの構築に関する国家の能力を強化する。</li> <li>・ 健康増進を通じて、人口における非感染性疾患の修正可能なリスク要因を削減する。</li> <li>・ 人間中心のプライマリヘルスケアのアプローチを通じて保健システムを強化し、主要な NCD 関連サービスによるユニバーサル・ヘルス・カバレッジを実現する。</li> <li>・ 質の高い優先研究を実施する国家能力を強化することにより、非感染性疾患の予防と管理に関する意思決定を支援する証拠を生成し、統合する。</li> <li>・ 持続可能な監視・評価メカニズムの確立を通じて、非感染性疾患の動向と決定要因およびその危険因子を監視する。</li> </ul> </li> </ul>

## ミャンマーの医療課題に対処するための主要政策とプログラムのリスト（3/3）

- ミャンマーは、HIV予防と治療を強化して母子感染を撲滅し、子宮頸がん検査と早期治療を拡大し、子どもの生存率と統合SRMNCAHサービスを改善するための保健政策を確立した。

ポリシー	年	担当省庁	説明
HIVとエイズに関する国家戦略計画 (National Strategic Plan on HIV and AIDS)	2021～2025年	保健省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ この政策は、予防、検査、治療、デジタル追跡システムの拡大を通じて、新たなHIV感染を減らし、母子感染をなくすことに重点を置いている。</li> </ul>
子宮頸がん二次予防のための国家事業計画 (National Operation Plan for Secondary Prevention of Cervical Cancer (2020-2024))	2020～2024年	保健省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ これは、子宮頸がんの前段階にある疾患のスクリーニングと早期治療に焦点を当てた計画であり、ミャンマー全土におけるエビデンスに基づいたスクリーニングと治療活動の実施を行う。</li> </ul>
子どもの健康に関する国家戦略計画 (Child Health National Strategic Plan)	2021～2025年	保健省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ この計画は、子どもの健康と、性、生殖、母子、新生児、青少年の健康サービス(SRMNCAHサービス)を統合し、全体的な健康成果を向上させる。</li> <li>○ 予防可能な新生児および小児の死亡を減らし、継続的なケア(妊娠から思春期まで)を通じて質の高いケアを確保することを目的としている。</li> </ul>

## 医療産業振興政策の将来動向

---

- ミャンマー政府が実施する医療産業振興政策については確認できなかった。

## 日本との関わり

---

## ミャンマー／日本との関わり

# 外交関係

- 2018年10月、安倍元総理大臣は、日・メコン首脳会議出席のため訪日中のアウン・サン・スー・チー国家最高顧問と会談した。
- 2020年には、茂木外務大臣がミャンマーを訪問し、アウン・サン・スー・チー・ミャンマー連邦共和国国家最高顧問兼外相と会談した。

### 主な往訪者(大臣等)

	ミャンマーからの往訪者	日本からの往訪者
2005	ニャン・ウイン外相	-
2008	ニャン・ウイン外相	-
2009	テイン・セイン首相	-
2010	ニャン・ウイン外相	-
2011	ワナ・マウン・ルイン外相	玄葉外務大臣
2012	テイン・セイン大統領、ワナ・マウン・ルイン外相、 キン・アウン・ミン上院議長	枝野経済産業大臣、滝法務大臣
2013	テイン・セイン大統領、カン・ゾー国家計画・経済開発相、 テイン・ナイン・テイン大統領府付相、シュエ・マン下院議長、アウン・サン・スー・チー国民 民主連盟議長	安倍総理大臣、麻生副総理兼財務大臣、茂木経済産業大臣
2014	ソー・テイン大統領府付相	安倍総理大臣、岸田外務大臣(2回)、新藤総務大臣、 茂木経済産業大臣、西川農林水産大臣、江渡防衛大臣
2015	テイン・セイン大統領、アウン・ミン・ミャンマー大統領府付大臣	麻生副総理兼財務大臣
2016	ワナ・マウン・ルイン外相、アウン・サン・スー・チー国家最高顧問	岸田外務大臣
2017	テイン・チョウ大統領、ウイン・ミン下院議長	-
2018	チョウ・テイン・スエ国家最高顧問府大臣、アウン・サン・スー・チー国家最高顧問	河野外務大臣(2回)
2019	アウン・サン・スー・チー国家最高顧問	阿部外務副大臣、河野外務大臣
2020	-	茂木外務大臣
2021～	2021年の軍クーデター以降、ハイレベル政府要人による交流はほとんど発生していない	

## 経済産業省の主な医療国際化関連事業(1/6)

- 様々な医療テーマ(昨今では、脳血管疾患リハビリサービス普及など)にかかる「医療国際化事業」や「官民ミッション」を実施している。

### 医療国際化事業

NO.	実施年	テーマ	代表団体	実施内容	実施結果
1	2012 2013 2014	乳がん診療パッケージ	メディヴァ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● メディヴァを代表団体として、プラタナス、日本・ミャンマー医療人育成支援協会等がコンソーシアムを組み、プロジェクトを実施。ミャンマー側は、マンダレー医科大学、Myanmar Maternal and Child Welfare Association(MMCWA)等が協力。日本製のマンモグラフィや超音波検査装置が導入され、トレーニングセンターがオープンした。</li> </ul>	-
2	2012	血液業務	テルモ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ミャンマーの医療の現状・血液業務の実態を明らかにするための文献調査</li> <li>● ミャンマーの医療の現状・血液業務の実態を明らかにするための現地調査</li> <li>● ミャンマーへの市場展開の在り方に関する検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ミャンマーは経済成長に伴い、富裕層および準富裕層の人口は増加傾向にあり、高度医療に対するニーズも高まっている一方、まだまだインフラ面での課題が多いことを確認した。</li> <li>● そのため、一私企業の枠を超え、官民連携による“ミャンマーの血液事業の近代化(日本化)プロジェクト”を実施することを構想するに至った。</li> </ul>

## 経済産業省の主な医療国際化関連事業(2/6)

### 医療国際化事業(つづき)

NO.	実施年	テーマ	代表団体	実施内容	実施結果
3	2013 2014	救急医療 サービス	MS&AD 基礎研究所	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ミャンマーにおける救急搬送の実態調査</li> <li>● ミャンマーにおける救急搬送システムの導入可能性調査</li> <li>● 救急搬送事業と並行して行うクリニック事業に関するマーケティング調査</li> <li>● 制度上の課題調査・事業計画の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ミャンマーでは、私立病院や政府、医師会がそれぞれ救急搬送に取り組んでおり、各組織が連携していないことが明らかになった。また、私立病院の救急部門の設備は、一次対応には十分なレベルであることがわかった。</li> <li>● 救急搬送システムを構築するのに必要なネットワークインフラは、ヤンゴン地区では問題ないことがわかった。ただし、ネピドーやマンダレーのネットワークインフラは現時点では不十分であるため、救急搬送事業のエリアを拡大させる際には再度、調査が必要である。</li> <li>● クリニック事業においては、日本企業からの駐在員向けの予防注射や健康診断等にニーズがあることがわかった。</li> <li>● 救急センターの設立にあたり、特に大きな障壁になると考えられる制度はなかった。</li> <li>● マーケティング調査等の結果を踏まえると、クリニック開設後、3年目には累積黒字となることがわかった。</li> </ul>
4	2013	白内障診療	ジェイ・アイ・ジー・エイチ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 白内障治療のニーズと市場調査を実施</li> <li>● 二重価格制度・料金設定・収支計画の実証調査</li> <li>● 事業化委細計画の立案</li> <li>● ミャンマーにおいて白内障眼内レンズの挿入手術を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現地調査により、潜在需要の高さと日本式白内障診療パッケージに対するニーズの存在を確認することができた。</li> <li>● 中間層の患者でもアクセスしやすい価格の目処をつけることができた。</li> <li>● 医師・患者へのアンケートにより、料金設定・収支計画の作成を行った。その結果を踏まえ、2015年に日本式白内障診療クリニックの開設を目指すこととなった。</li> <li>● 男性8名、女性4名の計12名に対し、日本人医師により、白内障眼内レンズの挿入手術を行った。</li> </ul>

## 経済産業省の主な医療国際化関連事業(3/6)

### 医療国際化事業(つづき)

NO.	実施年	テーマ	代表団体	実施内容	実施結果
5	2014	遠隔画像診断・研修センター	国際医療福祉大学	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 医療事情に関する調査</li> <li>● 遠隔画像診断システムを用いたパイロット診断</li> <li>● 現地および日本におけるパイロット研修</li> <li>● 遠隔画像診断・研修事業の事業化について検証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 遠隔画像診断・研修センター設立事業の実現可能性が高いことが確認された。</li> <li>● センターの設置に向けた交渉を行った。</li> </ul>
6	2014 2015	総合病院設立・医療技術トレーニング拠点設立	国際医療連携機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業化準備(事業環境調査、事業スキーム策定、センター開設準備)</li> <li>● 人材育成(国内研修、現地研修)</li> <li>● 脳神経外科分野の啓発・認知度向上に向けた活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ミャンマー最大の医科大学、ヤンゴン第一医科大学と、国際医療連携機構との間ではMOU(2014年)、同じく藤田保健衛生大学との間ではLOA(2015年)が締結され、医療技術改善、教育支援、学術連携等の実施が明記されている。マンダレー医科大学とのLOA、アジアロイヤル病院とのMOU締結に向けても準備調整中。</li> <li>● ミャンマー保健省事務次官、ヤンゴン第一医科大学およびマンダレー医科大学学長等を日本に招聘し、藤田保健衛生大学、東芝メディカルシステムズ(現キヤノンメディカルシステムズ)の視察等を実施。</li> <li>● ヤンゴン第一医科大学内にトレーニングセンターを設置(2015年9月)。開所式にはミャンマー保健省大臣などが列席。トレーニングセンターでは、カンファレンス、ハンズオンセミナー、留学生受入れなどを進めている。</li> <li>● ヤンゴン総合病院にて、藤田保健衛生大学早川准教授による脳神経血管内治療の実証手術を実施。現地施設での患者の治療、術後管理の実証により、課題や改善方法などを明確にした。</li> </ul>

## 経済産業省の主な医療国際化関連事業(4/6)

### 医療国際化事業(つづき)

NO.	実施年	テーマ	代表団体	実施内容	実施結果
7	2015	医療施設整備運営	グリーン ホスピタル サプライ	<ul style="list-style-type: none"> <li>がん検診センターの整備、運営支援、診療技術移転</li> <li>Medical Engineer育成学校の開設に向けた取組</li> <li>循環器センター整備に向けた調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Parami病院と協議の上、がん検診センター整備に向け、CTセンターの整備・運営から開始することとした。グリーンホスピタルサプライがミャンマーに現地法人を設立し、Parami病院との業務提携の下、CTセンターの整備と技術指導、運営コンサルティングを実施。</li> </ul>
8	2017	介護	さくらコミュニティ サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>包括的介護システムの構築、日系企業の拠点拡大、国際的スキームによる介護人材の交流、日本語教育分野の市場創出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンソーシアムの参加団体より、訪問介護と訪問看護それぞれの専門家を現地に派遣し、9名のトレーニーに対して講義形式で日本の介護のOff-JTとモニター高齢社宅を訪問して行なうOJTを実施した。</li> </ul>
9	2017	透析センター 普及促進	グリーンホスピタル サプライ	<ul style="list-style-type: none"> <li>ミャンマーの私立病院が初期投資を抑えて日本水準の透析治療が提供できる透析センターを整備・運営するためのフランチャイズモデルを構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Pun Hlaing Siloam Hospitalのマンダレークリニックに透析センターを整備し、透析治療を開始した。標準業務手順書を医療従事者看護師のトレーニング過程で作成・修正し、透析治療の水準が確保できた。</li> </ul>
10	2018	クリニック 事業運営	医療法人 石井会	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本水準の医療サービスを提供できるクリニックの設立及び日系病院の設立・運営及び、医療従事者への教育提供による、医療水準向上やUHG達成への貢献</li> <li>ミャンマーや他国での横展開及び日系医療関連事業者への海外展開事業モデルの提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎的な収支予想が作成できる程度の事業計画を策定し、クリニック運営に関する基本的なオペレーションの概要が作成できた。</li> <li>ミャンマーの医療実態を把握し、具体的な日本の医療の優位性が確認できた。</li> </ul>
11	2018	医療推進人材 育成拠点設立	医療法人靖和会 飯能靖和病院	<ul style="list-style-type: none"> <li>リハビリテーション医療トレーニング拠点を設立し、リハビリテーション人材を育成し、将来的には、医療トレーニング拠点を国内に複数箇所設置し、より多くのリハビリテーション人材の育成を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人材育成として医師、理学療法士、看護師の多職種での留学研修生の受け入れの実施や有識者の招聘、現地でのセミナーとフォーラムを開催した。</li> <li>マンダレー医科大学とは、リハビリテーション医療トレーニング拠点の設立と、埼玉医科大学国際医療センター及び飯能靖和病院の間でLOI(LOA)を締結した。</li> </ul>

## 経済産業省の主な医療国際化関連事業(5/6)

### 医療国際化事業(つづき)

NO.	実施年	テーマ	代表団体	実施内容	実施結果
12	2019	脳神経外科診療・人材育成拠点構築	伊藤忠商事株式会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ミャンマー大手民間病院PHSHへの日本の医療技術導入による高品質医療サービスの提供</li> <li>● 自走型(持続可能な)人材育成スキームの構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業のコンセプトを関係者に浸透させ、関係者間の連携を加速することができた。</li> <li>● 日本人医師の診療開始前の準備を整え、パイロット事業中には、PHSHで実施する最初の症例の候補を確保し、症例実施前の遠隔カンファレンスのトライアルや患者無料相談会での外来診療トライアルを実施した。</li> </ul>
13	2020	脳血管疾患リハビリサービス普及推進	株式会社さくらコミュニティサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ヤンゴン市内において、現地医療機関と日本式脳血管疾患リハビリサービスを活用した包括的なケア体制を構築することを目的として、リハビリテーションの実証調査、リハビリサービス支援ソフトの有効性調査、リハビリ専門職・リハビリ助手の育成、福祉用具レンタル・販売の実証調査事業を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● OSC Hospitalないに実証用の場所を確保し、調達についての整理を行い、体制構築を行った。</li> <li>● リハビリサービスのモニターとして5名の患者を選定し、日本及び現地で確保した医療関係者がモニター患者に施術を実施した。</li> <li>● 現地及びリモートにて人材育成のための指導を実施。</li> <li>● リハビリ支援ソフトを試行的に活用し、実証調査で評価を行った。その他にもリハビリ・福祉用具に関するセミナーを実施した。</li> </ul>

## 経済産業省の主な医療国際化関連事業(6/6)

### 官民ミッション

NO.	実施年	内容	テーマ	セミナーでの主な講演者	特記事項
1	2014	セミナー、 医療機関訪問	救急医療、 乳がん、 内視鏡	<p>ヤンゴン第二医科大学 Zaw Wai Soe 学長 「Development of Emergency Medicine in Myanmar」</p> <p>岡山大学 氏家良人 教授 「Emergency Medicine in Japan, Present and Future」</p> <p>名古屋大学 後藤秀実 教授 「Recent Progress of Gastroenterological Endoscopic Imaging」</p> <p>亀田京橋クリニック 戸崎光宏 先生 「Recent Progress of Breast Cancer Diagnosis by Imaging Technology」</p>	ミャンマーより保健省大臣、 および、ヤンゴン地域政府 ヤンゴン管区主席大臣が 参加
2	2015	セミナー、 医療機関訪問	がん、 救急救命	<p>ミャンマーがん学会 Soe Aung 会長 「Current Situation of Cancer in Myanmar」</p> <p>順天堂大学 林幹浩 非常勤助教 「Current Situation of Cancer In Japan」</p> <p>ヤンゴン第一医科大学 Maw Maw Oo 教授 「Current Situation of Emergency Medicine in Myanmar」</p> <p>兵庫医科大学 小谷譲治 主任教授 「Current Situation of Emergency Medicine in Japan」</p>	ミャンマーよりヤンゴン地域 政府ヤンゴン管区社会大臣 が参加
3	2016	セミナー、 医療機関訪問	救急、 NCDs・がんの早期 診断、 メディカル・エンジ ニア	<p>Golden Zaneaka PublicのKyaw Myint Naing会長 「メディカル・エンジニア学校設立に当たっての日本との協力」</p> <p>ヤンゴン第一医科大学Khine Shwe Wah先生 「ミャンマーにおける救急医療の将来」</p> <p>岡山大学 木股敬裕 主任教授 「メディカル・エンジニアの必要性」</p> <p>東京医科大学 病院救命救急センター長 織田 順 准教授 「救急医療システム」</p> <p>日本人間ドック協会 国際委員 鎬木先生 「NCDs・がんの早期診断システム」</p>	ミャンマーより保健スポー ツ省Kyaw Zin That局長が参 加

ミャンマー／日本との関わり

## 外務省の主な医療国際化関連事業

---

- 外務省による医療関連事業は確認できなかった。

## 厚生労働省とミャンマー保健省の協力覚書(MOC)締結状況

- 2013年12月に、厚生労働省とミャンマー保健省が保健・医療分野での協力に関するMOCを締結した。

### 締結状況

- 2013年12月、首脳会談に合わせて結ばれた

『日本国厚生労働省とミャンマー連邦共和国保健省との  
保健・医療分野での協力に関する覚書』

『日本国厚生労働省とミャンマー連邦共和国保健省との  
保健・医療分野での協力に関する覚書』の具体的な内容

- ① ミャンマー保健省の行政官を日本に受け入れ、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ達成を目指し、日本の公的医療保険制度についての経験を共有
- ② 医師・看護師・助産師・公衆衛生専門職等の人材開発
- ③ 医療サービスにおけるケアの質向上のための専門知識の交換
- ④ 病院・保健所の日本式管理のノウハウの移転



## 厚生労働省が関係するその他の協力覚書(MOC)締結状況

- 2018年4月、厚生労働省はミャンマー労働・入国管理・人口省と技能実習に関するMOCを締結した。

時期	タイトル	締結者		概要
		日本側	ミャンマー側	
2018年 4月	日本国法務省・外務省・厚生労働省とミャンマー労働・入国管理・人口省との間の技能実習に関する協力覚書	法務省、外務省、厚生労働省	労働・入国管理・人口省	<p>(日本側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>技能実習法の基準に基づき、監理団体の許可・技能実習計画の認定を行う。</li> <li>ミャンマー側が認定した送出機関及び認定を取り消した送出機関を日本で公表し、ミャンマー側が認定した送出機関からの技能実習生のみを受け入れる。</li> <li>監理団体・実習実施者に対して、許認可の取消や改善命令を行った場合は、その結果をミャンマー側に通知する。</li> </ul> <p>(ミャンマー側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本協力覚書の認定基準に基づき、送出機関の認定を適切に行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者を選定すること</li> <li>帰国した者が技能等を活用できるよう就職先のあっせんその他の支援を行うこと</li> <li>保証金の徴収、違約金契約をしないこと</li> <li>技能実習生に対する人権侵害をしないこと</li> </ul> </li> <li>送出機関の認定を取り消したときは、日本側に通知する。</li> <li>日本側から不適切な送出機関についての通知を受けたときは、調査を行い適切に対処する。またその結果を日本側に通知する。</li> </ul>

## 厚生労働省の主な医療国際化関連事業(1/3)

- 2013年の会談では、ミャンマーの保健大臣より、日本の公的医療保険制度についての経験を学ぶため、ミャンマー保健省のスタッフを日本に派遣したいとの要請があった。

● 2013年

### 田村厚生労働大臣とペー・テツ・キン保健大臣の会談

田村厚労相

ペー・テツ・キン  
保健大臣



日本の公的医療保険制度についての経験を学ぶため、ミャンマー保健省のスタッフを日本に派遣したい

● 2015年～

### 医療技術等国際展開推進事業を開始

目的

日本の医療制度に関する経験の共有、医療技術の移転や高品質な日本の医薬品、医療機器の国際展開を推進

ミャンマーを対象とした事業

**21件実施**(2015～2018年度)

国際的な課題、日本の医療政策や社会保障制度等に見識を有する者、日本の医療従事者や医療関連産業の技術者等を関係国へ派遣すること、および諸外国から医療従事者や保健・医療関係者等を受け入れることを実施

## 厚生労働省の主な医療国際化関連事業(2/3)

### 医療技術等国際展開推進事業

NO.	実施年	事業実施機関名	事業名
1	2015	結核予防会	日本の感染症対策・制度(対策コース)および結核診断検査技術(ラボコース)の研修
2	2015	国際医療福祉大学	リハビリテーション分野及び先進的医療分野における海外人材育成事業
3	2015	東京大学 大学院医学系研究科 国際地域保健学教室	母子継続ケア政策人材養成
4	2015	国立国際医療研究センター	輸血／および移植医療強化
5	2015		看護助産人材開発管理
6	2016	名古屋大学	メコン5カ国における消化器疾患早期診断・治療に関する技術移転事業
7	2016	国立国際医療研究センター	カンボジア・ラオス・ミャンマー・バングラデシュにおける看護臨床実習指導能力強化
8	2016	国際医療福祉大学	リハビリテーション分野及び予防医療分野における海外人材育成事業
9	2016	国立国際医療研究センター	ミャンマー国における輸血ならびに造血幹細胞移植医療強化事業
10	2016	学校法人藤田学園	脳神経外科分野及び先端的医療分野における海外人材育成事業
11	2017	名古屋大学	メコン5カ国におけるICTを活用した内視鏡医師及び看護師の人材育成
12	2017	九州保健福祉大学	タイに設立したメディカルトレーニングセンターの活用と周辺諸国への展開
13	2017	国立国際医療研究センター	カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムにおける看護臨床指導能力強化
14	2017	国際医療福祉大学	リハビリテーション分野及び予防医療分野における海外人材育成事業
15	2017	国立国際医療研究センター	開発途上国における小児がんの診療能力強化
16	2017	特定非営利活動法人国際医療連携機構	脳神経外科分野及び先端的医療分野における海外人材育成事業
17	2017	香川大学	ミャンマーにおける核黄疸撲滅プロジェクト
18	2017	国立国際医療研究センター	ミャンマー国における輸血ならびに造血幹細胞移植医療強化事業
19	2018	国立国際医療研究センター	ミャンマーにおける輸血と造血幹細胞移植の安全性向上事業
20	2018	香川大学	ミャンマーにおける核黄疸撲滅プロジェクト
21	2018	株式会社テルモ	ミャンマーにおける体外循環技士(パフュージョニスト)育成

## 厚生労働省の主な医療国際化関連事業(3/3)

### 医療技術等国際展開推進事業

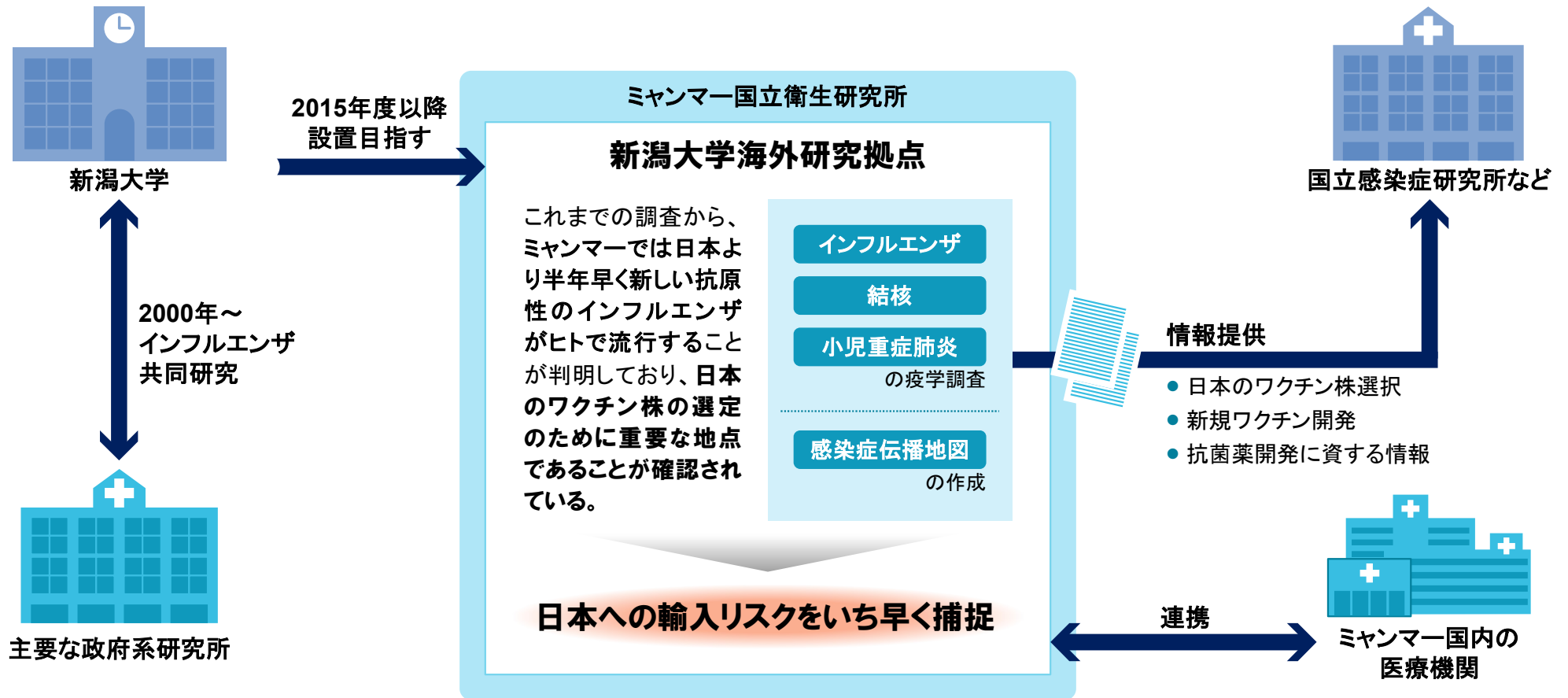
NO.	実施年	事業実施機関名	事業名
22	2019	国立国際医療研究センター	ミャンマーにおける輸血の安全性向上事業
23	2019	国立大学法人岡山大学	ミャンマーにおける救急再発医学教育人材育成事業
24	2019	国立大学法人香川大学	ミャンマーにおける核黄疸撲滅プロジェクト
25	2019	国立大学法人新潟大学	ミャンマーにおける周産期領域の超音波診断技術強化事業
26	2019	医療法人石井会 石井病院	ミャンマーにおける整形外科分野の専門医育成
27	2019	国立大学法人大学	ミャンマーにおける医療水準の均霑化を目指した人材育成事業
28	2019	神奈川県立がんセンター	ミャンマーにおける消火器がんの腫瘍外科医育成事業
29	2020	国立大学法人新潟大学	ミャンマーにおける周産期領域の超音波診断技術強化事業
30	2020	国立大学法人九州大学	ミャンマーにおける医療水準の均霑化を目指した人材育成事業
31	2020	一般社団法人日本医療検査科学会	ミャンマー国およびアジア諸国におけるCOVID-19検査の教育研修支援事業
32	2020	富士フイルム株式会社	ミャンマーにおける消火器がんの腫瘍外科チーム育成事業
33	2020	公益社団法人 日本放射線技術学会	ミャンマー連邦共和国における医療放射線の安全管理体系の確立及び診療放射線技師教育に関する支援
34	2020	株式会社大同工業所	ミャンマーにおける輸血の持続的な安全性向上事業
35	2020	国立国際医療研究センター	ミャンマー国における薬剤耐性(AMR)サーベイランスと抗菌薬適正使用(AMS)の強化事業

# 文部科学省の主な医療国際化関連事業

- 「感染症研究国際展開戦略プログラム」を実施している。

## 感染症研究国際展開戦略プログラム

2015年度に新潟大学を採択。ミャンマーの医療機関と連携した疫学調査等を実施することを目指している。



## ミャンマー／日本との関わり

# JICAの主な医療国際化関連事業(1/3)

NO.	事業時期	事業名	事業費 (億円)	事業形態	関係者	
					日本側	ミャンマー側
1	2012～ 2015	中部地域保健施設整備計画	12.6	無償資金協力	-	保健省
2	2013～ 2014	持続可能な包括的日本式白内障診療普及促進事業	-	民間技術普及促進※1	ロート製薬株式会社	ヤンゴン眼科病院
3	2013～ 2014	歯科技工／歯科医療サービス普及促進事業	-	民間技術普及促進※1	デンタルサポート株式会社	-
4	2013～ 2016	病院医療機材整備計画	11.4	無償資金協力	-	ヤンゴン中央婦人病院、ヤンゴン小児病院、マンダレー総合病院、マンダレー中央婦人病院、マンダレー小児病院
5	2014～ 2015	月経教育を通じた生理用ナプキン普及促進事業	0.5	民間技術普及促進※1	ユニ・チャーム	保健省
6	2014～ 2015	シャン州コーカン自治地域における基礎母子保健システム構築支援プロジェクト(フェーズ2)	3.5 (日本側)	無償資金協力 (日本NGO連携)	AMDA社会開発機構	ラオカイ県保健局
7	2014～ 2016	ヤンゴン市内総合病院医療機材整備計画	9.8	無償資金協力	-	ヤンゴン総合病院、新ヤンゴン総合病院
8	2014～ 2017	農村地域における妊産婦の健康改善のためのコミュニティ能力強化プロジェクト	-	草の根技協※2 (パートナー型)	-	ジョイセフ

※1 開発途上国の政府関係者を主な対象に、日本での研修や現地でのセミナー、実証活動等を通じ、日本の民間企業等が持つ優れた製品・技術・システムの理解を促す事業。1件当たりの上限額は2,000万円(健康・医療特別枠のみ5,000万円)。

※2 「草の根・人間の安全保障無償資金協力」の事業の一つ。開発途上国の地方公共団体や途上国において活動しているNGO等が現地において実施する比較的小規模なプロジェクト(原則1,000万円以下の案件)に対し、資金協力を行うもの。開発途上国の草の根レベルに直接裨益するきめの細かい援助であり、また、機動的な対応が可能な「足の速い援助」という特徴を有している。

ミャンマー／日本との関わり

**JICAの主な医療国際化関連事業(2/3)**

NO.	事業時期	事業名	事業費 (億円)	事業形態	関係者	
					日本側	ミャンマー側
9	2014～ 2017	ミャンマーにおける伝統医薬品の品質改善を通じたプライマリーヘルスケア向上事業	-	草の根技協 (地域提案型)	富山大学	保健省
10	2014～ 2018	保健システム強化プロジェクト	-	技術協力	-	保健省
11	2014～ 2019	シャン州ラーショー総合病院整備計画	15.1	無償資金協力	-	ラーショー総合病院
12	2015～ 2016	カヤー州ロイコー総合病院整備計画	19.5	無償資金協力	-	ロイコー総合病院
13	2015～ 2017	感染症対策アドバイザー	-	個別案件 (専門家)	-	ミャンマー国保健省保健局
14	2015～ 2018	ミャンマー国ヒ素汚染地域における衛生保健の実施体制強化プロジェクト	-	草の根技協 (パートナー型)	-	保健省 医学研究局
15	2015～ 2019	医学教育強化プロジェクト	-	技術協力	千葉大学、新潟大学、金沢大学、 岡山大学、長崎大学、熊本大学	保健省、ヤンゴン第一医科大学、 マンダレー医科大学、ヤンゴン第二医科大学、 マグウエー医科大学、教育実習病院(ヤンゴン総合病院、 中央婦人病院等)
16	2016～ 2020	マラリア対策(排除)モデル構築プロジェクト	3.5	技術協力	-	ミャンマー国保健省保健局

ミャンマー／日本との関わり

**JICAの主な医療国際化関連事業(3/3)**

NO.	事業時期	事業名	事業費 (億円)	事業形態	関係者	
					日本側	ミャンマー側
17	2017～ 2020	リプロダクティブヘルス(RH)に重点を置いたプライマリヘルスケア(PHC)強化プロジェクト	-	草の根技協 (パートナー型)	-	-
18	2017～ 2020	ミャンマーにおける伝統医薬品の製造管理及び品質管理の改善を通じた保健衛生向上事業	-	草の根技協(地域提案型)	富山大学	保健スポーツ省
19	2017～ 2020	マグウェイ総合病院整備計画	-	無償資金協力	-	-
20	2017～ 2020	バゴー地域チャウチー・タウンシップにおける妊産婦と新生児のための保健サービス強化支援事業	-	草の根技協 (パートナー型)	-	ミャンマー保健省公衆衛生局
21	2017～ 2024	ダウェイ総合病院整備計画	26.65 (日本側)	無償資金協力	-	保健スポーツ省
22	2018～ 2022	ヤンゴン新専門病院建設計画	86.61 (日本側)	無償資金協力	-	保健スポーツ省
23	2018～ 2023	メディカルエンジニア育成体制強化プロジェクト	-	技術協力	-	国立ヤンゴン医療技術大学
24	2019～ 2024	農村地域基礎保健サービス強化プロジェクト	約2.8 (日本側)	技術協力	-	保健スポーツ省公衆衛生局

## ミャンマー／日本との関わり

# AMEDの主な関連事業

NO.	実施年	プロジェクト	研究開発課題	代表研究機関	概要
1	2015～2018	その他	マラリアワクチン候補分子トランスアミダーゼ様分子のヒトマラリアでの抗原性および遺伝子多様性の解析	長崎大学	<ul style="list-style-type: none"> <li>● フィリピン・ミャンマーにおいてマラリア患者サンプル収集を流行期に行い、遺伝子解析・免疫学的解析を行う</li> </ul>
2	2015～2019	新興・再興感染症制御プロジェクト	ミャンマーにおける呼吸器感染症制御へのアプローチ	新潟大学	<ul style="list-style-type: none"> <li>● インフルエンザと呼吸器ウイルスの解析及びミャンマーにおける小児重症肺炎の研究、小児下痢症の解析</li> </ul>
3	2016～2019	その他	ミャンマーで流行している乳幼児～大人及び重症デングにおけるウイルス遺伝子の多様性解析	長崎大学	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ミャンマーにおいて乳幼児から大人で流行するデング熱および重症デング熱患者におけるウイルス遺伝子の特性および病原性に係る因子の特定、多様性の解析</li> </ul>
4	2017～2019	その他	ミャンマーとマレーシアにおける高齢者社会疫学調査と地域アセスメントツールの開発	新潟大学	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ミャンマーとマレーシアにおいて高齢者の社会疫学調査(訪問調査)を実施する。調査で得られたデータをクリーニングしデータベース化する</li> </ul>
5	2018	その他	ミャンマー農村部における高血圧の予防・診断・治療の段階的介入パッケージの実装研究	新潟大学	<ul style="list-style-type: none"> <li>● (記載なし)</li> </ul>

(注) 当該国との共同研究や、当該国を主な対象とした研究開発課題を中心に抽出した。

(出所) AMEDホームページ、長崎大学熱帯医学研究所ホームページ

## JETROの主な医療国際化関連事業

- JETROは、2015年3月に「健康長寿展示会」を開催した。

### 「健康長寿展示会」の概要

#### 2015年3月 ヤンゴンで開催

**85社**が参加

- 健康測定
- 健康診断システム
- 健康器具
- 健康食品
- ドラッグストア
- スポーツ
- 介護

等

#### 来場者数

2日間：約**6,000**名  
(2日間)

#### 商談件数

2日間：約**2,500**名  
(うち成約件数は約1,000件)

#### メディア掲載

**25**件

### 各種レポートの公開

- 主要国・地域の健康長寿関連市場の動向調査 (2016年)  
<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2016/02/995ecff75525fbb4.html>
- ヘルスケア・ビジネスのASEAN展開 (2018年)  
<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2018/02/e999e1cbfd5a7b1f.html>

